

**2014年度  
横浜市の予算編成に対する  
日本共産党の要望と回答**

**要望提出 2013年11月26日**

**回答受理 2014年3月25日**

**日本共産党横浜市会議員団**

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室  
TEL. 045-671-3032 FAX. 045-641-7100

## 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 2014年度予算編成にあたっての要望（具体項目） | 2  |
| 2014年度予算編成にあたっての申し入れ     | 3  |
| 【政策局】                    | 7  |
| 【総務局】【危機管理室】             | 10 |
| 【財政局】                    | 13 |
| 【市民局】                    | 14 |
| 【文化観光局】                  | 14 |
| 【経済局】                    | 15 |
| 【こども青少年局】                | 17 |
| 【健康福祉局】                  | 23 |
| 【温暖化対策統括本部】【環境創造局】       | 31 |
| 【資源循環局】                  | 36 |
| 【建築局】                    | 36 |
| 【都市整備局】                  | 39 |
| 【道路局】                    | 39 |
| 【港湾局】                    | 43 |
| 【消防局】                    | 43 |
| 【水道局】                    | 44 |
| 【交通局】                    | 45 |
| 【病院経営局】                  | 46 |
| 【教育委員会】                  | 46 |

注意：回答欄の局名は、（回答区・局等）〔共管区・局等〕です。

2013年11月26日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議員団  
団 長 大 貫 憲 夫

## 2014年度予算編成にあたっての要望（具体項目）

貴職が、横浜市長として再選されて3か月が経過しました。この間、開催された、第三回定例会、決算特別委員会は、二期目の林市政がどこに向かおうとしているのか、見定める機会を提供してくれました。

市政動向の顕著な特徴は、安倍政権が国政で進めている政策を横浜に持ち込み、その実現を執拗に迫る自民党の要求に、横浜市政が振り回されていることです。

新市庁舎の早期建設、本牧ふ頭地先での新ふ頭整備、高速横浜環状道路北西線の早期開業・南線での土地収用法の適用検討・西側区間の事業化検討、文化体育館建替えなど関内駅周辺の再開発計画の具体化、エキサイトよこはま22の加速的推進などは、膨大な財政負担を伴う事業です。市債残高を膨らませるだけでなく、財源捻出のために、市民生活に関わる施策は縮小・後退せざるを得なくなります。また、防災対策や施設の維持・保全も後景に追いやることになります。

教育行政への政治介入の容認と選別教育の突出も危惧するところです。侵略戦争賛美の皇国史観に基づいた歴史教科書に関わる自民党との政策協定の締結、間違いだらけの自由社版中学歴史教科書の使用継続、朝鮮学校への補助金支給の凍結、夜間学校の統廃合、横浜サイエンスフロンティア高校の中高一貫校化などです。

こうした市政のあり方は、福祉増進という地方自治体の使命に明らかに逆らっています。

10月2日に2014年度予算編成にあたっての申し入れを行いました。本要望書は、党市議団が今夏に行った各界・各層との懇談会や地域住民から寄せられた市政要望を、局別に集約したものです。住民に寄り添う市政の立場から、370万市民全体の福祉向上と平和と民主主義に立脚した市政運営を切望し、2014年度予算に反映されるよう要望します。

●印につきましては、特に重要な項目と考えておりますので、十分な検討および実施を要望するものです。

2013年10月2日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市会議員団  
団 長 大 貫 憲 夫

## 2014年度予算編成にあたっての申し入れ

林市長におかれては先の市長選挙で再選され、改めて横浜市政の舵取りをされることとなり、9月25日に「平成26年度予算編成スタートにあたっての市政運営の基本的な考え方」（以下「基本的考え方」）を公表されました。2014年度に新たな中期計画がスタートします。その初年度となる2014年度の予算編成は、これまでの単なる延長線上での考え方で行うべきではありません。わが党として、市政運営上の基本的問題について重要な点に絞って、以下、提案させていただきます。

### 本市行政水準の実態の把握を

市長は、「基本的考え方」の「原点に立ち返って、さらなる進化を」において、これまで以上に「おもてなしの行政サービス」を徹底させて市民との「共感と信頼」の関係を深めていこうとしています。

確かに職員の市民に対する接遇は大切です。しかし、市民が求めているのは「おもてなし」ではありません。市長選で市長が掲げた「横浜市民くらし満足度ナンバーワン宣言」の考えについて第三回定例会でわが党が行った質問に対して市長ご自身が答えた「横浜市はあらゆる分野においてくらしやすい街とし、より満足して日々の生活をいきいきと送っていただく、横浜市民でよかったと実感していただく」ということを実現するための施策を実行することを求めているのではないのでしょうか。

例えば、小学1年生までという県内最低レベルの小児医療費助成制度、国水準だけで市単独では実施しようとならない35人以下学級、全国の8割を超す中学校で実施されている給食の未実施、突出した国民健康保険証取り上げ、5000人以上もの人が入所待ちしている特別養護老人ホーム等々の問題を、まず解決しなければなりません。

市長は、2期目の所信表明でも「現場主義」を導入してきたことを強調しておられます。2014年度予算編成に当たり、市長ご自身が「現場主義」の立場から、市民生活に関わる本市の行政水準の実態を把握し、市民から求められている水準との乖離をしっかりと認識されることが予算を編成する上での大前提です。

### 時代の変化に対応する安心で豊かな都市づくりを

今後日本は人口が減少し、同時に少子高齢社会を迎えます。横浜市も2019年をピークに人口減少に転じ、2030年には65歳以上が28.7%と予測されています。

この人口減少・少子高齢化という時代の趨勢は、経済をはじめとする社会基盤すべてに、画期となる政策的変化を求めています。これからますます求められるのは、市民が豊かに安心して暮

らすことのできる災害に強く環境にやさしい「まち」であり、地域の特色を活かすことのできる住民発意による「まち」です。人口減少・高齢化が進むなかで、「まち」を活性化させる鍵は、住民自治の育成及び行政と住民の協働の発展です。

人口 370 万人の巨大都市横浜市では市役所組織が大規模化している上、中田前市長時代に保健所、建築事務所や水道局の住民窓口などを区から切り離して本庁に集約したため、いっそう住民と行政の距離が離れてしまいました。

第 30 次地方制度調査会の答申が指摘しているように、住民に身近な行政サービスを住民により近い所で提供することや、住民が積極的に行政に参画し易い仕組みを検討し、住民に身近な行政区・区役所にすることが必要です。

### 本市経済の内発的発展の道を

市長は「基本的考え方」で、「国家戦略特区」など国のグローバル経済戦略に乗り、最先端の医療関連産業の創出や都市のリノベーションによる競争力強化を図り、日本の成長エンジンとなりうる強力な横浜経済を実現するとしています。そのために、国際コンテナ戦略港湾の機能強化に向けて南本牧MC-4の整備や本牧沖での 140 ヘクタールの新たな埋め立て、高速横浜環状道路整備などを進めようとしています。

しかし、これらの大型公共事業による本市経済への波及効果は、これまでの高速道路整備や大水深コンテナバース整備などで明らかなように、スーパーゼネコンなどの大企業にあるだけであり、市内中小企業への波及は微々たるものです。

国の政策に無批判に乗った経済政策を進めることは、莫大な借金と維持保全費を後世に引き継ぐという負の部分があるということを認識すべきです。これまで数次に及ぶ全国国土総合開発計画に乗り、業務核都市構想などに基づく大型公共事業を推し進め、多額な借金を抱えてしまった歴代の市長と全く同じ政策を繰り返してはなりません。

これからの本市経済に求められるのは、なによりも 370 万の市民パワーに依拠した経済・産業政策を打ち出し、福祉の充実と本市経済を両立させて発展させることです。市内産業の集積を資源とし、市内企業間の主体的経済活動によって雇用・所得を持続的に生み出していくという本市経済の内発的発展の道を開拓し、その方策を徹底して進めることです。

例えば、国に「国家戦略特区」として提案した最先端の医療関連産業の創出ではなく、本市中小企業を中心とした医療・介護・健康関連産業を発展させることです。本市経済局の調査では、本市が持つ国内第 2 位の人口規模自体が巨大な内需力を生み出し、経済循環が地域で完結する割合が高いため、これらの産業は横浜経済の内発的発展の主要な分野であると指摘しています。さらに、この分野の成長は、生産額の向上による経済規模の拡大や地域経済の成長につながるだけでなく、地域に豊かさや安心感をもたらす、雇用の創出、医療や介護機能の充実と向上など、地域の質的な成長を促すものと結論づけています。

栄区の中小企業が画期的な蓄電池を開発しているように、環境エネルギー産業でも太陽光発電や太陽熱利用、新築やリフォーム時の省エネ工事など、その発展が大いに期待されます。

このように、これまでの国主導による大型公共事業中心による大企業だけが恩恵を受ける経済成長戦略から、医療・介護・健康関連産業や環境エネルギー関連産業等々、市内経済産業育成に大きく舵を切り替えることが必要です。

なお、横浜市はこれまで経費助成や税軽減などにより企業誘致を進めてきましたが、恩恵に預かったのは大企業がほとんどです。一方、進出企業による市内企業への波及効果はそれほど大きくないと言われています。以前から党市議団が主張しているように、環境条件さえ整えば税を投入しなくても企業は進出してきます。この際、もう税金を使っての企業誘致策はやめるべきです。

### 社会保障拡充に使われない消費税増税の4月実施に反対を

安倍首相は10月1日、来年4月に消費税を5%から8%に引き上げることを表明しました。消費税増税は、本市経済と本市の財政に大きな影響を与えます。横浜市における課税支出や消費税納付額については、全会計ベースで150億円程度の支出増が見込まれています。

市長は、第三回定例会におけるわが党の質問に対し、「社会保障改革はもはや待ったなしの状況なので、厳しい環境にある中小企業や社会的に弱い立場のみなさまなどへの十分な配慮を行った上で、消費税を引き上げることは必要」と答弁されました。

しかし、8月に提出された社会保障国民会議報告書と8月に閣議決定されたプログラム法案に見るように、自公政権による社会保障制度の改革は生活保護費の削減、介護保険要支援の切り捨て、医療費70歳から74歳までの窓口負担の倍増、支給額を減らすマクロ経済スライドの毎年実施や年金支給年齢の引き上げなどであり、社会保障の充実・改革ではなく、切り捨てそのものです。また、9月12日に安倍首相が消費税増税による景気の腰折れを防ぐために、3%増税分の2%にあたる5兆円規模の大規模な経済対策を合わせて行う方針を決めたことからわかるように、国が消費税増税分を経済対策の財源にまわし社会保障拡充のために使う保障はありません。

国の悪政から住民を守ることは地方自治体の重要な任務のひとつです。その立場に立てば、市民生活を窮地に追い込むアベノミクスの社会保障制度切り捨て・後退に明確に反対すべきであり、少なくとも来年の4月の増税は中止をするよう国に求めるべきです。

### 米原子力空母ジョージ・ワシントンの原子炉事故から市民を守るために

市長は、第三回定例会におけるわが党の質問に対して、「将来的には原発に頼らず自然エネルギー等に転換していくことが望ましい」としながらも、「経済の側面、地球温暖化などさまざまな影響を考慮し、総合的に判断していく必要がある」と述べています。

現実には、東京電力福島第一原発の高濃度放射能汚染水が流出し、レベル3という危機状態が続いており、原発事故は制御できない事態を引き起こし、人類及び生態系に取り返しのつかない被害と影響を及ぼすことがいっそう明らかになっています。福島第一原発事故を「対岸の火事」としてはなりません。我が国最大の指定都市の長として原発再稼働反対を明確に打ち出すことを求めます。

二基の原子炉を搭載する米原子力空母ジョージ・ワシントンは、本市に隣接する横須賀を母港としており、本市のほとんどは同基地から30キロ圏内に入ります。原発から30キロ圏内の全国の156の自治体は、原子炉事故に備えて地域防災計画を見直していますが、370万の全横浜市民が避難することは事実上不可能であることから、原子力空母ジョージ・ワシントンには国外退去してもらわなければなりません。市長は370万市民を原子力空母の原子炉事故から守るため、関係縣市連絡協議会の一員として説明と対応を求めるだけでなく、直接政府に撤去を要求すべきです。

## 自民党による教育への政治介入の拒否を

市長選前の6月13日、市長は戦争賛美の皇国史観に基づいた「新しい歴史教科書をつくる会」系の教科書に関わる政策協定を自民党と結んだという内容が、新聞で報道され、これらの真偽について市長は「政策協定に関することについてはお答えは差し控える」と述べています。

教育への政治不介入という原則に抵触する内容を秘密裏に自民党と協定を交わしたとなれば、市長の市民に対する背信行為と言わざるを得ません。政治権力は教育を支配してはなりません。政治責任は重大です。市長は直接教科書採択に関与できませんが、それを承知で自民党と協定を結んだとしたら、「つくる会系」教科書採択に賛成する人物を教育委員に任命することを約束したことになります。

この教科書をめぐる問題について、自民党との政策協定の内容を公開し、教科書採択にあたっては政治的介入はしないし許さないという態度を明確にすることが必要です。

以上、2期目を迎えられた市長の最初の2014年度予算編成にあたってのわが党の基本的な要望・考えを提示させていただきました。今後4年間の任期においては、なによりも370万市民の命、暮らし最優先の市政運営を望むものです。そのために、わが党も全力をあげ協力することを表明します。

なお、具体的な予算要望については、2012年度決算特別委員会終了後に行う予定です。

## 【政策局】

### 1. 地域生活交通網の整備

(1) 郊外部の団地等の高齢化に伴う、いわゆる「買い物・通院難民」といわれる状況を改善するために、商店街・医療機関・区役所等への移動手段の確保など、地域の社会的条件・環境の変化に即した、公共交通網の再構築を進めること。

<回 答>

(都市整備局) [政策局、道路局、交通局] 郊外部における地域交通の柱となっている路線バスについては、採算性の確保が運行の条件となり、バス事業者が新設や再編を判断することとなります。本市としても、コンパクトで活力のある郊外部のまちづくりを進めていく中で、地域の公共交通サービスを将来にわたり確保するよう取り組むとともに、地域の実情に合わせたバス路線を運行するよう、バス事業者に働きかけていきます。

### 2. 公共施設の保全・長寿命化

(1) 新規大型公共事業偏重から脱却し、保全事業に軸足を移した予算にすること。

<回 答>

(財政局) [政策局] これまでも本市では、市民の安全安心を確保するため、公共施設に対して必要な保全費を計上するとともに、将来の横浜を見据え、経済の活性化や防災上重要な施策について、投資してきました。

今後も厳しい財政状況が続く中、政策の優先順位、必要性を吟味し、持続可能な財政状況を維持していきます。

### ●3. 「横浜特別自治市」構想

(1) 第30次地方制度調査会で答申された内容に基づき、区長に区職員の任命権、予算提案権、財産管理権を付与して、権限強化すること。

<回 答>

(政策局) [政策局、財政局、市民局] 副市長をリーダーとする「特別自治市創設に向けた「区」のあり方関連区局長プロジェクト」において、区長の権限強化について検討中です。市会大都市行財政制度特別委員会における議論も踏まえ、引き続き検討していきます。

(2) 区長を副市長並みに特別職化し、区長公選制などを選択できるようにすること。

<回 答>

(政策局) [政策局、市民局] 特別自治市における区長の位置付けは、大都市の一体性と住民自治を制度的に強化していく観点から検討していきます。

(3) 区協議会の仕組みをこれまで以上に活用できるようにすること。

<回 答>

(政策局) [市民局] 横浜特別自治市大綱にも示しているとおり、「地域特性や実情に応じて、行政をより住民に近づけるため、区政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）を設置することや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など新たな仕組みづくりを進める」ことが必要です。

(4) 区に教育委員会や区単位の市教育委員会事務局を置くこと。

<回 答>

(政策局) 教育委員会としては、平成22年度に設置した学校教育事務所を通じて、より学校に近



いところできめ細やかな学校支援を行っているところです。特別自治市創設に向けた「区」のあり方の議論等もふまえ、教育委員会が区とこれまで以上の連携を図ることについて検討すべき課題であると考えております。

#### ●4. 米軍基地

(1) 横須賀港を母港とする米核艦船の存在を正しく認識し、「防災計画」の中に位置付けること。

原子力事故に備えて、必要な機材、装置の配備を整えること。

<回答>

(政策局) [総務局、健康福祉局] 原子力空母の配備を含む日米安全保障条約など、わが国の安全保障に関することは、国の専管事項であると考えますが、市民の皆様が不安なく生活できるよう、引き続き、関係縣市との広域的な連携体制の中で、国に対して適切な対応を求めています。

(2) 池子米軍住宅385戸の追加建設計画の撤回を国に求めること。

<回答>

(政策局) 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域への住宅等建設については、平成16年9月の「横浜市域での住宅等の建設、施設の返還に係る具体的協議に応じる。」とした方針に基づき対応していきます。

(3) 市内米軍施設のうち遊休化している上瀬谷、深谷、および池子の飛び地については、日米間で合意の早期返還に向け、市長が先頭になって国および米国に働きかけること。

<回答>

(政策局) 市内米軍施設及び区域の早期返還に向けて、引き続き、市民・市会・行政が一体となった取組を進めていきます。

(4) ノースドッグ、鶴見貯油施設、根岸米軍住宅の早期返還を国・米軍等に働きかけること。

<回答>

(政策局) 市内米軍施設及び区域の早期全面返還を、引き続き、国へ働きかけていきます。

#### 5. 平和都市

(1) ピースメッセンジャー都市である横浜市が管理する横浜港には、自衛隊艦船や米軍軍艦の入港・接岸を認めないこと。

<回答>

(港湾局) 入港の希望があった場合には、その目的と船舶の形状等を精査したうえで、市として、適切に対応していくべきものと考えております。

(2) 平和市長会議への参加にふさわしく、横浜市として非核平和都市宣言を行うこと。また、非核三原則に基づき非核証明書のない軍艦等の横浜港入港・接岸を拒否すること。

<回答>

(港湾局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、各国の核実験（臨界前核実験を含む）に際し、実施国に対する中止要請・抗議を行うなど、平和を希求する姿勢を国内外へ発信しております。また、平和啓発や海外諸都市との交流、協力事業を実施するなど、国際平和の実現に向けた活動を進めています。現在のところ、本市として非核都市宣言を行う予定はありませんが、今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。  
下線部 (港湾局) 横浜港には本市の権限が及ばない米軍施設（横浜ノース・ドック）が存在し、外国艦船の入港を拒否することは困難な状況にあります。

- (3) 平和市長会議加盟自治体として、またピースメッセンジャー都市として、広島・長崎市主催の平和式典、原水爆禁止世界大会等への市民代表の派遣や、核兵器の廃絶・米軍基地の撤去等をめざす平和活動への支援及び広報予算を大幅に拡充すること。

<回 答>

(政策局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

- (4) 横浜大空襲の日(5月29日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・強化すること。

<回 答>

(政策局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。が、現在のところ、「平和の日」の設定予定はありません。

- (5) 空襲・戦災等の資料展示場として「横浜平和会館(仮称)」を整備すること。

<回 答>

(政策局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。が、現在のところ、資料展示場の整備予定はありません。

- (6) 本市防災訓練において米軍の参加を求めないこと。

<回 答>

(総務局) [政策局] 大規模災害発生時には、市民の生命や生活を守るため、国内の防災関係機関だけでなく、海外の各機関とも協力・連携する必要があります。そのため、米軍を含む防災関係機関と連携した防災訓練を行うことは、重要であると考えています。

- (7) 米兵犯罪について、再発防止策を強化するよう国と米軍に申し入れること。

<回 答>

(政策局) 米軍人等による犯罪については、神奈川県及び県内基地関係市と連携し、教育・研修に努めるなど再発防止に向けた真に実効性のある対策を講じるよう、国及び米軍に働きかけていきます。

- (8) 米軍が強行配備した危険なオスプレイの厚木基地での運用に反対の立場を明らかにすること。

<回 答>

(政策局) 市民生活の安全性が確保されるよう神奈川県や県内基地関係市と連携し、適切な対応を行ってまいります。

- (9) 自衛隊の各区行事等への参加は、自衛隊のPRになるため、やめること。

<回 答>

(市民局) 自衛官募集事務は、国からの法定受託事務として実施しており、今後も法令等に基づいて行ってまいります。なお、各区行事への参加は、各区の判断で行われていると認識していま

す。

## 6. 原子力発電所

(1) 東海地震の予想震源域にあり、直下の活断層が指摘されている浜岡原発の廃炉を、偏西風によって放射能をあびる恐れのある自治体として国に求めること。

<回答>

(環境創造局) 原発に関する施策については、安全性の確保を最優先に考え、その上で、経済の側面、地球温暖化など、さまざまな影響を考慮し、総合的に判断していく必要があると考えています。

## 7. 市立大学

(1) 研究や医療等にかかわる運営交付金を大幅に増額すること。

<回答>

(政策局) 横浜市立大学が作成し、本市が認可しました「公立大学法人横浜市立大学中期計画(第2期)」(対象期間:平成23年度~平成28年度)に基づき交付してまいります。

(2) 付属病院の医療技術職を除く全教職員を対象とした任期制は、教職員が落ち着いて働くことができないので、直ちにやめること。

<回答>

(政策局) 市大からは、「運用上の課題等については、引き続き検討してまいります。」と聞いております。

(3) 文理学部や商学部を復活し、以前の市大の学部編成に戻すこと。

<回答>

(政策局) 市大からは、「学部の統合は、教養教育と専門教育の実践的結合を図り、新たな知識や専門的能力を生涯にわたって不断に獲得していける実践的基礎学力、応用能力を身に付けることが重要であると考え、実施したものです。大学全入時代の到来によって、基礎学力低下、目的意識の希薄化が生じる中で、こうした実践的な教養教育を総合的に行うことは、時代の要請に応えるものであったと考えています。」と聞いております。

## 【総務局】【危機管理室】

### 1. 新市庁舎建設計画

●(1) 新市庁舎建設については、オリンピック開催時期にこだわらず、最少費用・最大効果の原則から、現庁舎活用案に基づいた計画に見直すこと。

<回答>

(総務局) 現市庁舎が抱えている執務室の分散化、賃借料等の経費の増大、災害時の危機管理機能の強化など、喫緊の課題の解決に向けて、早期に新市庁舎を整備する必要があります。24年度に策定した「新市庁舎整備基本構想」では、北仲通南地区を整備予定地と位置づけましたので、25年度に策定する「新市庁舎整備基本計画」を踏まえ、より具体的な検討を進めていきます。

### 2. 防災対策、防災計画、地震防災戦略の推進

(1) 切迫がいわゆる首都直下大地震に見合った備えとして、関東大震災や直近の大都市直下型阪神淡路大震災等の経験・教訓を防災対策に反映させること。

<回 答>

(総務局) これまで関東大震災や阪神淡路大震災、中越地震など様々な地震対策を教訓に防災計画の見直し等を行ってきました。今後も引き続き、こうした経験・教訓を防災対策に反映させてまいります。

(2) 防災対策の最大の目的は人命被害を出さないことにある。本市の防災対策において、あらゆる機会を通じて、人命被害ゼロを明確にすること。

<回 答>

(総務局) 市防災計画では、「被害を出さない地域・社会の実現」を目標としています。10年間の行動計画を定めた地震防災戦略では、減災目標として死者数の半減等を掲げていますが、中長期的には被害ゼロを目指しています。

(3) 地震防災戦略を確実に推進する上で必要な予算の確保、人員体制の充実・強化を図ること。

<回 答>

(総務局) 地震防災戦略を確実に推進するため、必要な予算の確保や人員体制の充実をはかるため、引き続き関係局と調整を進めていきます。

(4) 横浜駅周辺地域、木造住宅密集市街地、不安定地盤地域、波被害想定地域、石油コンビナート等大量危険物取扱施設、横須賀における原子力艦船の存在等、それぞれの災害特性に即した独自の防災計画を策定すること。

<回 答>

(総務局) [政策局、建築局、都市整備局、交通局] 市防災計画では、例示にある地区や施設等への予防対策や応急対策についても規定しています。今後も、庁内での検討や国における検討などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 3. 地域防災対策の強化

(1) 地域防災計画の充実・具体化にあたっては、区別防災計画の策定にとどめず、実践的に役立つように小学校区規模の防災計画の策定を目指し、地域住民の運動として取り組めるようにすること。

<回 答>

(総務局) 地域では、市又は区別防災計画を参考に、自治会町内会等を中心として、町の防災組織の活動計画、地域防災拠点運営マニュアル等を作成し、地震等の災害発生時の行動計画を定めていただいております。今後も引き続き地域における計画策定・見直しや訓練等への支援に取り組んでまいります。

(2) パンフレット「わが家の地震対策」が全戸に配布されたが、配布されて終わりになっている。内容を全市民に知らせ、実践するための啓発、教育を、あらゆる機会、様々な方法を通じて、不断に行うこと。

<回 答>

(総務局) 「わが家の地震対策」の内容について、市民の皆様実践していただくため、防災フェアや各区の区民まつり、防災訓練で紹介するとともに、地域の防災講演会等でも活用しています。

また、内容を映像化し、ケーブルテレビや区役所の窓口等での放映のほか、地域への貸出しや、動画としてWEB上で観られるようにいたしました。

今後もこれらを活用し、市民の皆様実践していただくよう、より一層努めてまいります。

#### 4. 防災計画、地震防災戦略での重要項目

(1) 津波情報だけでなく様々な災害情報などを屋外放送で知らせることができ、全国で76%の市町村(2012年度末現在)で設置されている同報系防災行政無線を、計画的に全市に設置すること。

<回 答>

(総務局) 今後、既存の情報提供手段に加え、新たな技術的要素の進展や、老朽化が進んでいる現在の防災行政用無線などの再整備も視野に、横浜市として最適な防災情報伝達手段の在り方について検討します。

なお現在は、地形上の問題や整備費用が多額になることなど、平成3年度に実施した分析結果から同報系防災行政無線は整備していません。

(2) 横浜駅周辺地下街に、緊急災害情報瞬時一斉伝達システムを整備・設置すること。利用者・来街者が自分のいる位置を認識できるように、地下街に海拔標示を設置すること。

<回 答>

(総務局) 地下街への情報伝達については、本市からJR横浜駅の駅事務所へ情報提供し、そこから西口、東口の各防災センターへ連絡をし、館内放送を行うことで買い物に来られた方々に情報を伝え、従業員が避難誘導する仕組みが既に構築されています。

この仕組みにより、火災や地震発災時に備えて各事業所の責任において日頃から訓練を行っています。

海拔標示について、地下街は津波警報等が発令された場合、すべて地上に避難することが必要となりますので、現時点では、貼付は考えておりません。

(3) 横須賀港を母港とする米核艦船の存在を正しく認識し、「防災計画」に位置付けること。原子力事故に備えて必要な機材、装置の配備を整えること。

<回 答>

(総務局) [政策局、健康福祉局] 横浜市域は、国が原子力艦の原子力災害による影響の及ぶ範囲外としていることから、原子力艦の原子力災害は、防災計画における想定災害とはしていませんが、防災計画「都市災害対策編」では、市外の原子力施設での事故も対象とした「放射性物質災害対策」を定めており、避難や応急救護措置の実施などについて規定しています。

万一、原子力艦において事故等が発生し、本市域に放射性物質による影響が及ぶなどの場合は、本計画を準用し対応してまいります。

また、原子力艦災害対策の見直しなど、国の動向を注視し、本市域が影響の及ぶ範囲に含まれた場合などは、必要に応じて、防災計画等を見直しを行います。

#### 5. 市民利用施設の統廃合計画

(1) 公園プール・余熱利用温水プールは統廃合せず、現状のまま存続すること。

<回 答>

(環境創造局) [総務局] プール及び野外活動施設等の見直しの取り組みとして、平成24年の8月に「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的な考え方」を取りまとめました。

これに基づき、当面、公園プールについては、特にプールが近接しているエリアについて、施設の集約化の方針を検討してまいります。現在、横浜市プールガイドによる広報等の利用促進や経営改善を行っておりますが、今後それでも改善が見込めない施設は、設置の経緯などに配慮し

ながら見直しを図ってまいります。

**下線部**（市民局）〔総務局〕利用促進、経営改善を図った上で、施設の存廃を平成 26 年度末までに検討します。

## 【財政局】

### 1. 市民利用施設

（1）「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、多くの施設で利用料値上げとなり、結果的に利用抑制となるので、撤回すること。

<回 答>

（財政局）「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、市民負担の公平性の観点から基本となる考え方を策定したものです。

今後、個々の施設において、コスト削減や利用者増の工夫など、施設の効率的・効果的な管理・運営に取り組むとともに、その上でもなお、料金改定を行う必要がある場合には、多くの施設で一斉改定したり、急激に利用者負担を引き上げることがないように、市民負担に配慮しながら進めていきます。

（2）神奈川県に対し、県有施設の機能縮小・統廃合、市町村、団体への補助金・負担金の廃止、削減については、引き続き反対の意思を示すこと。

<回 答>

（財政局）県有施設や補助金の見直しは、市民生活に与える影響が大きいため、真に求められる県民、市民サービスを確実に提供していく視点から県市で連携・協力を図り、抜本的な解決に向けた取組を推進するよう、引き続き予算要望等を通じて働きかけを行っています。

### 2. 公共施設跡地利用

（1）学校や区役所などの公共施設跡地については、公募売却を基本とするのではなく、地域住民・区民の要望を聞いて決めること。

<回 答>

（財政局）用途廃止となった公共施設の跡地利用については、平成 23 年 4 月に策定した「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づき、施設の状況及び地域の状況などを踏まえ、総合的な観点から、関係区局において幅広く検討を行います。

### 3. 入札・契約

（1）最低制限価格率の引き上げ、設計単価への市場価格の反映、土木事務所管内工事の域内業者への発注など、公共工事の入札・契約制度の改善を図ること。

<回 答>

（財政局）最低制限価格については、工事価格の基となる直接工事費や共通仮設費などの経費に、それぞれ一定の係数を乗じて算出していますが、このうち資材費や労務費など企業による工夫の余地が少ない経費である直接工事費の係数を、現行の 95%から 100%に引き上げ、合わせて設定範囲の上限も見直します。今後、契約規則改正の手続などを行い、6 月頃の見直しを予定しています。

工事における設計単価については、年 4 回の定期改定のほか、主要資材を毎月調査し、臨時改定できる体制を整えており、建築工事については、平成 26 年 1 月に単価の臨時改定を実施してい

ます。なお、今年度に入り労務単価が急上昇したことを受け、労務単価だけでなく材料単価も含めた契約変更を行う本市独自の特例措置を実施しました。

土木事務所管内工事の発注にあたっては、入札における適正な競争性の確保の観点から、当該区の事業者に加えて、当該区以外の事業者も入札参加の対象としています。

#### 4. 税等滞納整理

- （１）税、税外債権の滞納整理にあたっては、機械的な差し押さえなど滞納者の生活実態把握抜きの強権発動は行わないこと。

<回 答>

（財政局）市税等の滞納整理にあたっては、財産調査により納税資力を見極め、納税資力がない場合には納税緩和措置を適用しています。差押処分の執行につきましては、今後も、地方税法及び関連法令の規定にしたがい、適正に行ってまいります。

### 【市民局】

#### 1. 行政区運営

- （１）区協議会を全区につくり、住民の意見を反映する場を確保すること。

<回 答>

（市民局）[政策局] 特別自治市創設に向けて、行政をより住民に近づけるために、各区の地域特性や実情に応じた住民の参画機会の仕組みを検討していきます。

- （２）区づくり推進費は、区民の意見を反映して予算を組めるようにすること。

<回 答>

（市民局）各区では、市民からの提案など日常における広聴や区民意識調査、地域懇談会など、あらゆる機会を通じて区民の皆さまの率直な声を把握し、個性ある区づくり推進費の様々な事業に反映しています。

- （３）スポーツ施設の利用料金を引き下げること。

<回 答>

（市民局）本市全体としての利用者負担のあり方を検討しており、スポーツ施設についても適正な利用者負担を検討します。

### 【文化観光局】

#### 1. 区民文化センターの整備

- （１）区民文化センターを、港北、南など未整備区で早期に整備すること。

<回 答>

（文化観光局）未整備区における区民文化センターの整備については、地域特性に合わせて柔軟に検討し、必要な機能を充実していきます。

### 【経済局】

#### 1. 中小企業振興

- （１）中小企業振興基本条例に基づく中小企業振興策を具体的に討議するため、中小企業家、市民、経済団体、金融機関の代表と行政職員、研究者が参加した「産業振興会議（仮称）」を設

置すること。

<回 答>

(経済局)本市では、これまでも「景況・経営動向調査」、「商店街経営実態調査」、「中小製造業技術実態調査」などを通じて、職員自らが実際に企業を訪問し、直接、生の声を伺うことで、中小事業者の皆様の実情をしっかりと把握し、共有してきました。また、24年度からは、中小企業支援コーディネーター、市職員、IDEC職員がチームを組んで企業を訪問する「現場訪問支援事業」も開始しました。

今後も、様々な機会を捉えて、職員自らがきめ細かく現場を回り、多くの企業の声を感じながら、さらに、これらの意見を中小企業振興推進会議において共有し、全市一丸となって企業の実態やニーズに即した振興施策を進めていきます。

(2)「地方公共団体は、基本理念にのっとり、(中略)その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とした中小企業基本法第6条に基づき、中小企業・自営業者育成のための施策を策定すること。

<回 答>

(経済局)「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、経営相談、資金調達など「基礎的支援」と、新技術・新製品開発など「技術・経営革新の促進」の柱を両輪に、経済環境の変化も踏まえながら、施策を実行しています。

●(3)各区の地域経済振興手立ての遅れを直視し、各区の特性や地域資源を生かした施策を地域と協力して策定するため、各区に経済振興課を設置すること。

<回 答>

(経済局)[市民局]市内経済振興施策の実施にあたっては、経済局職員が日頃から中小企業や商店街等の現場に出向き、事業者のさまざまな情報やニーズの把握に努め、施策展開を図っております。特に身近な課題やニーズなどは地域の視点での取組が必要であり、専門的な知識、人材を持ち、市全体の施策を進める局と、地域の状況を把握している区が連携して取り組んでいくことが望ましいと考えます。

こうした考えに基づき、関係部署や関係団体と連携し、施策推進に取り組んでいるため、経済振興課の設置については現時点では考えておりません。

●(4)高崎市で実施している「まちなか商店リニューアル助成事業」のような、商店に着目した「商店リフォーム制度(仮称)」を創設すること。

<回 答>

(経済局)本市では、個店に着目した事業として、専門家への相談、講演会・研修への参加費等の助成を行っています。

また、商店街の空き店舗での新規開業時に、改装費を助成する事業を実施しています。

(5)内発的発展の主要な分野、成長分野である医療・福祉・環境関連産業において、中小企業の発展にむすびつく具体的施策を策定すること。

<回 答>

(経済局)超高齢社会を迎える中で、健康・長寿関連サービスといった、高齢者を初め多くの市民が必要として、地域経済の循環や雇用増にもつながる産業の育成に力を入れることは重要です。成長分野育成ビジョンにおいても健康・長寿関連サービス産業や環境・エネルギー分野の振興を



掲げています。

また、平成26年度はヘルスケア製品機能性評価基盤構築や健康・長寿関連産業創出、エネルギー、医療・介護機器、植物工場等成長発展分野における新技術開発等支援に向けた事業を実施する等、支援を拡充します。

**(6) 大企業誘致に傾斜している企業立地促進条例は廃止し、企業誘致から市内中小企業・自営業者を育てる政策に転換すること。**

<回 答>

(経済局) 市内中小企業等の成長・発展支援策に加え、企業立地促進条例等の企業誘致策を併せて実施することにより、市内経済の活性化及び市税確保による中長期的な財政基盤強化を図りたいと考えています。

**(7) 企業立地促進条例認定企業の市内雇用及び市内中小企業への発注実績など事業実施状況報告を個別に公表し、実績の低い企業については警告、改善要求を行うこと。**

<回 答>

(経済局) 事業実施状況報告には、企業内情報も含まれていることから個別の公表は控えております。なお、市民雇用と市内発注については、条例の趣旨を踏まえ積極的に取り組んでいただくよう様々な機会を捉えて申し入れています。

## 2. 官公需事業等

**(1) 一般会計と企業会計合わせて2兆円を超える本市が毎年執行するお金を、地域に循環し、地域経済の活性化のために正しく活用すること。**

<回 答>

(経済局) [財政局] 本市の発注については市内事業者への優先発注を基本方針としており、全庁的な体制のもと、市内中小企業の受注機会増大や中小企業振興施策の拡充を図るなど、引き続き市内経済の活性化に努めます。

**(2) 地域経済への波及効果が高く、安心して暮らせる住まいづくりのため、「エコ」住宅への改修、住宅耐震・耐火化やバリアフリー化などの目的を包括した木造住宅リフォーム助成制度を創設すること。**

<回 答>

(経済局) [建築局] 市内経済の活性化に向けて、「横浜市中企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、市内中小企業への支援に引き続き力を入れて取り組んでまいります。

**● (3) 工事責任を負う地域の建設業者・職人を組織する団体等が窓口とする「小規模工事登録制度(仮称)」をつくること。**

<回 答>

(財政局) 小規模な工事であっても、公共工事として適正な施工を確保する観点から、建設業の許可を受けていることや、経営事項審査を受けていることなどの入札参加資格を満たしている事業者を契約の相手方としています。

**(4) 終了した金融円滑化法の影響を軽減するため、中小企業への資金供給、仕事づくり支援などについての金融機関の取り組みを評価し、さらに進めるための「地域金融活性化条例(仮称)」を制定すること。**

<回 答>

(経済局) 平成25年3月末の金融円滑化法終了に先立ち、平成25年1月に本市制度融資取扱金融機関等に対し、中小企業の経営改善に向けたコンサルティングや資金繰り支援の積極的な取り組みについて文書による協力要請を行いました。

平成26年度の制度融資は前年度同額の融資枠(1,800億円)を確保するとともに、4月に行われる消費税率の引上げなどによる売上減少等に対応した「消費税対応資金」の創設や、業況の厳しい業種を対象とした「セーフティネット特別資金」や「緊急借換支援資金」の継続実施など、市内中小企業のニーズに応じた資金繰り支援の拡充を図っていきます。また、金融機関等に対し、消費税率の引上げなどを踏まえた積極的な融資の実施などについて、要請を行っています。

現在、条例の制定は考えておりませんが、今後も金融機関と連携して、中小企業の支援の充実に取り組んでまいります。

**(5) 市内の「ものづくり」を支援するため、町工場に対する固定費の助成制度を創設すること。**

<回 答>

(経済局) 横浜市中小製造業設備投資等助成制度では、工場を新たに借りる場合の賃借料や、機械設備のリース代の一部を助成しています。

**(6) 本市補助事業における市内事業者への50万円以上の発注は、市内中小企業に発注すること。**

<回 答>

(財政局) 本市からの補助金等を使って行われる事業は、「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づき、100万円以上の発注については、市内事業者への発注を原則としています。今後も、市内事業者の受注機会の確保と補助金等の適正執行に努めてまいります。

**(7) 認可保育所や本市事業受託事業者、指定管理者に対し、市内事業者への優先発注を「要請」で済ませるのではなく、制度化すること。**

<回 答>

認可保育所について (こども青少年局) 引き続き、関係団体に対して市内事業者への優先発注について要請してまいります。

本市事業受託者について (財政局) 本市事業の受託事業者の発注の相手方の選定については、受託事業者の判断によるものですが、今後とも引き続き要請してまいります。

指定管理者について (政策局) 「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、指定管理業務における市内中小企業者の優先発注を横浜市指定管理者制度運用ガイドラインに明記するとともに、各局を通じてすべての指定管理者へ依頼しました。

## 【こども青少年局】

### 1. 施設の防災対策

**(1) 民間保育所、横浜保育室、放課後児童クラブ、幼稚園の施設の耐震化が、学校施設の耐震化完了予定年度と同じく2015年度までに完了するよう支援すること。**

<回 答>

(こども青少年局) 耐震対策については、すべての民間保育所の園舎が耐震化されるよう、耐震にかかる調査費、設計費及び工事費の補助制度により、平成27年度中の耐震化完了を目指し、取組を進めていきます。

平成21年度以降に認定した横浜保育室については、新耐震基準を満たし、問題が無いことを確認しています。その他の園については、耐震性の相談対応等を個別にしています。

放課後児童クラブについては、平成26年度も引き続き耐震上課題のある施設を使用しているクラブについて、耐震化されている施設へ移転のための費用補助を行い、安全性の確保に努めるとともに、運営主体が保有する施設への耐震診断や改修工事費の補助も引き続き実施していきます。また、平成26年度から、安全性の確保された施設に移った場合に限り家賃補助の上限額を月額150千円から200千円に増額します。

私立幼稚園の運営にかかる指導監督は神奈川県が所管していることから、県が対応すべきと考えます。

なお、本市で実施している「私立幼稚園施設整備費補助事業」及び「私立幼稚園補助事業」において、耐震化にかかる工事も補助の対象として認めています。

## 2. 放課後児童事業

- （1）放課後児童クラブ運営費補助金を前年に引き続き増額し、保護者負担が月1万円以内でおさまるようにすること。

<回答>

（こども青少年局）国においては、放課後児童クラブの運営に係る費用の1/2は保護者負担との考え方が示されており、本市でも市基準額の1/2を補助しています。今後の放課後児童クラブの補助金のあり方については、国が新たな法施行に向けて検討しているものと考えていますが、本市においても、ひとり親世帯への減免等を検討するとともに、さらに国に対して運営安定のための財源確保を要望しているところです。

- （2）2015年度施行予定の子ども・子育て支援新制度による放課後児童施策の条例制定においては、保護者、指導員など関係者の意見を十分反映させること。

<回答>

（こども青少年局）放課後児童健全育成事業にかかる設備・運営基準省令は、25年度内に公布される予定と聞いており、国の動向を踏まえ、関係機関等の意見を聞きながら進めていきます。

- （3）放課後児童クラブの移転・分割の推進をスピードアップするため、区役所に担当部署を設置し、推進体制をとること。

<回答>

（こども青少年局）[市民局] 現在、放課後児童クラブの運営に関する業務は、基本的には各区で行っています。放課後児童クラブの分割・移転を進める上での活動場所の確保や、保護者のニーズに応じたきめ細かい相談対応の充実が求められています。区のあり方については、今後18区及び関係局と調整していきます。

- （4）余裕教室がなく、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換が進まなかった学校では、校庭にプレハブを建てて転換するとしているが、子どもにとってふさわしい環境を保障すること。

<回答>

（こども青少年局）放課後施策の充実、次世代の子どもたちが健やかに育つために必要なことであり、キッズクラブの専用スペースの確保についても、教育委員会とこども青少年が共通の認識に立って検討していきます。

### 3. 保育所

(1) 認可保育所入所希望者が全員入所できるよう、認可保育所増設による定員増を行い、定員弾力化や定員外入所は行わないこと。

<回 答>

(こども青少年局) 既存保育施設の運営が維持され、活用が図られるよう配慮しながら、待機児童解消を継続できるよう、保育ニーズに応じて必要な施設を整備していきます。

#### ●(2) 保育運営費使途の適切化を図ること

<回 答>

(こども青少年局)「横浜市保育所運営費経理等取扱要綱」及び「横浜市保育所運営費経理等取扱要綱事務取扱要領」により保育所の経理等についての適正な事務執行を図ることを定め、これに基づき処理がなされています。

なお、同要綱・要領は国の通知等に基づき定めているものです。

また、監査において運営費の使途について確認しており、不適切な処理があった場合には、是正を求め、適正な保育所運営に努めるよう指導しています。

-1. 弾力運用の支出限度額を超える支出に前期末支払資金残高、積立金を充当することをやめて、法人本部会計で補填させること。

<回 答>

(こども青少年局)保育所運営費の経理等の取扱いについては、国の通知に基づいて定めており、問題ないと考えています。

-2. 市外の保育園等の運営・整備費に市内園からの繰り入れを認める場合は、市からの当該園への補助金をカットすること。

<回 答>

(こども青少年局)保育所運営費の経理等の取扱いについては、国の通知に基づいて定めており、問題ないと考えています。

-3. 法人本部の運営経費に前期末支払い資金残高充当を認める場合は、保育所の運営に関する経費であることを裏付ける資料提出を義務づけること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所運営費等の弾力運用に係る事前協議の際に、金額の積算根拠となる資料の提出を求めています。

-4. 法人本部の租税公課支払いを弾力運用で認める場合は、本部会計決算書類、租税公課の内訳を公開させること。

<回 答>

(こども青少年局) 本市には、社会福祉法人以外の決算書類や租税公課の内訳の公表を義務づける権限や根拠はありません。

運営費の3か月分の範囲内であれば、弾力運用に係る事前協議の対象とはなりません。監査において、施設会計の決算書類と帳簿類を確認しています。

-5. 連結子会社との取引は禁止すること。

<回 答>

(こども青少年局) 法人が定める経理規程等に則った契約手続きおよび支出がなされていれば、

連結会社との取引を禁ずる根拠はありません。

- 6. 営利法人においても、その経理規程は社会福祉法人立保育所と同等とし、契約では競争入札を義務化すること。

<回 答>

(こども青少年局) 社会福祉法人においては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(社援施第7号1(3))等により入札に関する規定が定められていますが、当該規程は社会福祉法人以外に適用されるものではありません。

- (3) 人件費率が株式会社立で平均5割、社会福祉法人立で平均7割となっている。株式会社立では保育士が平均1年から2年9か月で離職している。保育の質の低下につながるため、保育士の経験年数のバランスを配慮した基準を設けること。

<回 答>

(こども青少年局) 民間保育所の労働条件につきましては、使用者と労働者の当事者間の合意により決められるものですが、引き続き保育士等の処遇改善を行うための臨時特例事業を実施し、保育士の処遇改善を行うことで長く働き続けられるよう、給与改善のための経費を助成するとともに、保育士の質の向上のために、さまざまな研修を実施します。

- (4) 保育所設置の環境基準を学校施設に倣い設定すること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所については、建築基準法令の中で換気、採光、ホルムアルデヒドに関する基準が規定されており、その基準を遵守してまいります。

- (5) 横浜保育室に対して、年度途中での受け入れの役割が発揮できるよう、基本助成費を大幅に増額し、年度当初空き定員時の職員雇用安定化のための補助金を創設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 5年以内に認可保育所等を目指して移行計画を策定する横浜保育室を対象に、年度当初の3か月に限り定員分までの基本助成を保障するための助成を26年度予算案に計上しています。

#### 4. 児童虐待・育児不安への対策

- (1) 8区の区福祉保健センターに配置されている児童虐待対応の係長を全区に配置し、区で万全な対応ができるようにすること。

<回 答>

(こども青少年局) [市民局] 児童虐待対応については、引き続き、支援策の充実、組織的対応や関係機関相互の連携強化に努めてまいります。

また、区福祉保健センターでの更なる子育て支援施策の充実に向け、10区で係長を増員します。

- (2) 区福祉保健センターの母子訪問指導員は、必要人数を確保のため処遇を改善し、新生児訪問の希望に応えること。

<回 答>

(こども青少年局) 母子訪問指導員の確保については、随時募集しているところですが、病院と同様に助産師等の看護職の不足は深刻です。確保のために、子育て期の看護職などは、自分の自由な時間を有効に使える方が働きやすいなどに考慮し、さまざまなライフサイクルに合わせた、働き方ができるように工夫しているところです。今後も訪問員確保のために検討していきます。

(3) 区福祉保健センターこども家庭支援(障害)支援課の保健師・社会福祉職の定数を増やし、妊婦健診・乳幼児健診未受診者の把握と受診の勧奨を行うとともに、育児不安への対応や生活支援の相談に応えること。

<回 答>

(こども青少年局) 平成23年度から、すべての健診の未受診者を対象に、電話連絡を行うため、アルバイトの看護職を増員しました。また平成25年度は、未受診者の家庭訪問のためアルバイトの育児支援家庭訪問員を増員しました。電話や訪問では、状況把握を行うとともに、相談に応じ、子育てに対する不安や負担感の軽減、地域の子育て情報の提供等を行い、育児の孤立化防止に努めています。

(4) 児童相談所の児童心理司、児童福祉司を増員するとともに、児童相談所数を増やすこと。

<回 答>

(こども青少年局) 職員の勤務状況や入所児童の状況等を踏まえ、必要な職員体制の確保に努めてまいります。

## 5. 引きこもりの若者の自立支援

(1) 引きこもりの若者の自立支援について、区役所に専門部署を設置するとともに、まずモデル区を設けてアンケート調査による推計値を踏まえた支援を実施すること。その際、秋田県藤里町で実施されている社会福祉協議会と連携した支援に習うこと。

<回 答>

(こども青少年局) ひきこもりの若者の自立支援については、青少年相談センターや4つの地域ユースプラザ等の自立支援機関が支援を行っていますが、地域に身近な区役所での対応も重要であると考えております。今後も、自立支援機関と区の連携の強化に努めてまいります。

(2) 不登校・引きこもり等支援の自主運営サークルについて、居場所の家賃補助を創設すること。

<回 答>

(こども青少年局) [教育委員会事務局] 横浜市では、地域ユースプラザ事業や困難を抱える寄り添い型支援事業などの若者自立支援施策について、民間団体との協働により事業を実施し、家賃補助や施設の無償貸付等を行っています。

ご要望の個別の自主サークルへの家賃補助の創設は困難ですが、今後も引き続き、民間団体との協働による若者の自立支援施策を推進してまいりますので、ご理解ください。

(3) 引きこもり支援団体が行うカフェ運営などの中間就労の場づくりへの助成制度を創設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 中間就労の場づくりへの直接的な助成制度の創設は困難ですが、若者サポートステーションが就労訓練の受け入れ団体に謝金を交付できるよう25年度から予算措置しております。今後も、中間的就労の場が広がるよう努めてまいります。

(4) 引きこもりを生まない対策として、不登校の子どもの居場所づくり、高校中退者へのアウトリーチ、若者を使い捨てにするブラック企業規制などを総合的に検討すること。

<回 答>

不登校の子どもの居場所づくりについて (教育委員会事務局) 平成23年1月に改訂した「不登校対策アクションプラン」に基づき、横浜教育支援センター(ハートフルスペース、ルーム)の充実

をはじめ、平成15年より続いている民間教育施設等との連絡協議会（横浜子ども支援協議会連絡協議会）を定期的に開催し、連携の充実を図り、不登校の子どもが安心できる居場所について検討をしていきます。

高校中退者へのアウトリーチについて（こども青少年局）高校中退者へのアウトリーチに関し、若者サポートステーションでは、中退者や卒業後の就労が困難な生徒を多く抱える高校と連携し、学校への訪問による相談支援を行っています。課題を抱える生徒については、在学中から相談支援機関とのつながりを作ることで、中退した場合でも必要な支援に円滑に繋いでいくよう取り組んでいます。

若者を使い捨てにするブラック企業規制について回答（経済局）本市では働く人の基礎知識を掲載した冊子「ワーキングガイド」を用いた啓発などを引き続き行っていくとともに、「横浜しごと支援センター」にて、様々な労働相談に応じています。

今後は、深刻・悪質な労働相談事例については、相談者の了解を得たうえで、労働基準監督署に情報提供するなど、速やかに対応を図っていきます。

また、しごと支援センターと労働基準監督署と本市とで、定期的に情報交換会を開催し、具体的な問題事例に関する情報交換を行います。

**（５）「青少年の地域活動拠点」を、全区配置に向けて増やすこと。**

<回 答>

（こども青少年局）「青少年の地域活動拠点」については、平成26年度の新規設置の予定はありませんが、全区設置に向けて未設置区との協議を進め、地域のニーズに応じた拠点が設置できるよう取り組んでいます。

**6. 原発事故による放射線被害への対応**

**（１）保育園での給食食材の放射能測定体制を拡充すること。また、給食実施の幼稚園などにも検査体制を広げること。**

<回 答>

（こども青少年局）給食食材の事前放射性物質検査は、市立保育所、認可保育所、横浜保育室を対象に平成24年7月から、1日1園で実施しており、平成26年度についても、必要な検査を継続して、実施してまいります。

また、結果については、給食提供日に本市ホームページで公表しています。

私立幼稚園の給食等、運営内容にかかる指導監督は神奈川県が所管していることから、本市において、幼稚園での給食食材の放射能測定は予定しておりません。

幼稚園に対しては、保育所等における給食食材の測定にあたって検出された放射性物質関連情報等を提供してまいります。

**【健康福祉局】**

**1. 国民健康保険**

**（１）国民健康保険財政の悪化を招いた国庫負担の切り下げをやめ、増額を求めること。**

<回 答>

（健康福祉局）国庫負担増額の要望については、本市は、国保制度創設以来一度も交付されていない普通調整交付金（医療分）の獲得にむけ、25年度も国へ要望書の提出を行いました。

また、国庫負担割合の引き上げについても、25年度も政令市の要望書により国家要望を実施しました。

(2)国で検討されている70~74歳の医療費窓口負担の1割から2割への引き上げを撤回するよう、国に対して要望すること。

<回 答>

(健康福祉局)70~74歳の医療費窓口負担(一部負担金)については、平成26年度政府予算案において、平成26年4月1日以降に70歳に達する方(現役並み所得者を除く)について2割とすることが盛り込まれており、引き続きその動向を注視してまいります。

●(3)2013年度から実施した旧但し書方式の実施の中で、今まで控除の多かった世帯ほど負担が激増したため、これらの世帯に対する緊急的な保険料減免制度をつくること。また経過措置ではなく、恒久的負担軽減策を実施すること。

<回 答>

(健康福祉局)今回の保険料算定方式変更では、低所得者層への影響が大きいため、賦課割合の変更を行いました。それでもなお、保険料額への影響が大きい加入者の負担を一定期間軽減するために、経過措置を行いました。

また、経過措置期間における加入者全体の保険料負担を緩和するため、市費繰入を実施しました。

経過措置財源は保険料と一般財源に求めていることから、措置対象者の拡大及び恒久化は、「他の加入者の保険料負担の増加」や「さらなる市費繰入が必要」となるため、難しいものと考えます。

(4)保険料滞納者に対する差し押さえ等については、生活実態を踏まえ、慎重に対応すること。

<回 答>

(健康福祉局)保険料滞納者に対しては、生活実態や世帯の状況に応じたきめ細かな対応を徹底しておりますが、文書、電話、訪問等の催告に応じていただけない世帯については財産調査を実施し、その結果、納付資力がありながら解決に向けた自主的なご納付に応じていただけない世帯に対して、国税徴収法に基づき差し押処分を執行しております。

(5)経営難や失業など「特別の事情」の確認をしないまま、資格証明書を出してはならないとする国の各種通達を遵守すること。

<回 答>

(健康福祉局)資格証明書の交付については、事前手続として必ず、証返還請求警告書と特別な事情の有無を確認するための弁明書を送付するとともに、公費負担医療受給者についての届出等を求めることによって交付対象者を把握し、運用に適正さを欠くことのないよう努めております。

(6)資格証明書交付世帯には、病気にかかった場合は医療機関にかかり、経済的困難なことを表明すれば短期証に切り替わることを周知徹底し、受診抑制が起きないように施策を打つこと。

また、医療機関にも周知することはもちろんのこと、医療機関でのポスターなどで患者さん向けに周知徹底すること。

<回 答>

(健康福祉局)資格証明書を交付されている方から緊急に医療を受ける必要があり、医療機関等の窓口で、医療費全額の支払いが困難であるとの申し出があった場合には、緊急性を優先して区



役所の判断により短期の保険証を交付するなど、柔軟に対応しております。

医療機関には、資格証明書を交付されている被保険者の方から医療費全額の支払いが困難であるとの申し出があった場合には、本人に対し、その場で区役所に相談するよう案内していただいております。

## 2. 高齢者施策

(1) 介護保険料の引き下げ・介護サービスの拡充をさせるよう、国に対して強く働きかけること。また、一般会計からの繰入で介護保険料を引き下げること。

<回 答>

(健康福祉局) 介護保険料引き下げ・介護サービス拡充については、国において平成 27 年度に向けて介護保険制度改正の検討がなされており、その推移を見守っています。

また、一般会計の繰入については、介護給付費等に要する費用の負担割合が法令で定められており、この割合を超えて負担し保険料を引き下げることにはできません。

(2) 「要支援 1・2」の人たちを保険給付の対象から外さないよう、国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 要支援 1・2 に認定されている被保険者の介護サービスの一部については、地域支援事業へ移行することが、既に伝えられているところですが、引き続き必要なサービスを受けられるものと認識しております。

● (3) 現行の特別養護老人ホーム整備計画を見直し、整備目標を引き上げること。さらに、ユニット型個室だけでなく、経済的負担の少ない多床型も整備すること。

<回 答>

(健康福祉局) 第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者人口の増加を見据え、入所の必要性・緊急性の高い入所申込者が 1 年以内に入所できる水準を維持することを目標に、年間 300 床の整備をおこなうこととしています。また、施設の種別は、居住環境に配慮した個室・ユニット型による整備を基本としています。

今後の整備数については、27 年度から始まる第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する中で、検討します。

(4) 介護人材確保のため、生活できる賃金水準の目標を設定し、介護労働者の大幅な賃上げを国に求めること。また、市独自の人材確保策を推進し、研修中についても十分な生活支援や家賃支援を行い、施設に対して欠員による人員補充のための補助を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 介護職員の処遇については、国において処遇改善加算として介護報酬に含むこととし、今後は介護報酬の基本サービス費において評価される予定となっているため、国の動向については今後とも注視していきます。

本市独自に補助等を行うことは、多くの市費を投入する必要があることから困難であると考えております。

## 3. 後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度の保険料の引き下げを、広域連合へ求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 保険料の決定は保険者である神奈川県後期高齢者医療広域連合が決定します。平

成 26 年度・27 年度の保険料では、低所得者への軽減措置の拡大もあり、一人当たり平均保険料は 90,560 円から 90,164 円と 396 円下がりました。

(2) 後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すよう、国に対して働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 国では、平成 25 年 8 月に社会保障制度改革国民会議の報告を受け、現行の後期高齢者医療制度を基本とし、実施状況を踏まえ、必要な改善を行うと決めました。本市としては、この方針に則り、効率的な運営に努めてまいります。

(3) 後期高齢者医療制度において、滞納したことを懲罰とするような短期証の発行はやめること。

<回 答>

(健康福祉局) 短期証は、通常証と同じ自己負担割合で医療機関を受診できるため、医療機会を奪うものではありません。本市では、資力があるのに納付しない高額滞納者に対し、納付相談の機会を設けるために短期証を交付しています。

#### 4. 障害者施策

(1) 所得の少ない障害者からお金を取る福祉パスの有料化は撤回すること。

<回 答>

(健康福祉局) 利用者負担金の目的は、この制度を持続可能とするために、福祉パスを使わない人に遠慮いただき、真に必要なとされる方に積極的に外出していただくことにあります。所得に応じて負担する考え方を導入した場合、対象者の多くが無料となり、本来の目的である交付の適正化を図ることができなくなると考えています。

(2) 福祉パスについて、利用実態や、有料化が利用者に及ぼした影響等を調査すること。

<回 答>

(健康福祉局) 有料化後の交付者数推移等に限らず、愛の手帳 B 2 所持者への対象者拡大も含めた移動支援施策全体の状況を引き続き調査してまいります。

(3) 福祉タクシー券・福祉パスの選択に、燃料給油券を加えるための調査・モデル実施を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 福祉タクシー利用券については、真に障害者の社会参加促進につながるよう、利用時に障害者手帳を提示していただき本人確認をしております。一方で、燃料費の給付については、障害者ご本人のための利用となっているか確認することが難しいこと、給油所が限られること等の課題もあり、現時点で本市では燃料給油券を導入することは困難であると考えています。

(4) 障害者の権利擁護や差別防止により一層取り組むために、国の動向を待つことなく「障害者の権利条約」を活かした市条例を制定すること。

<回 答>

(健康福祉局) 国では、これまで「障害者権利条約」の批准に向けた法整備を進めてきており、平成 28 年 4 月 1 日には「障害者差別解消法」が施行されます。障害者の権利擁護や差別解消は、本市においても重要な課題であることから、法の趣旨にのっとり、必要な施策に取り組んでいきたいと考えています。

(5) 国の動向を待つことなく、本市独自で自立支援医療における非課税世帯の利用者負担を無

料にすること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、自立支援医療費(精神通院医療)の負担のあり方については、国の責任において検討すべきと考えており、横浜市独自に、また、他都市と連携して、国に対して要望をしているところです。

(6) 障害者団体への育成補助金の支給を継続するとともに、増額するための実態調査などを行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者団体の育成・支援のために、引き続き財政的支援を実施してまいりますが、厳しい財政状況から予算の増額は困難です。また、障害者団体の運営状況等について、定期的の実施している障害者団体への監査や団体要望等の話し合いの場で、引き続き、実態を把握してまいります。

(7) 横浜市在宅心身障害者手当を復活し、精神障害者も含めるように拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 在宅心身障害者手当の見直しを行った際、多くの障害者や家族が、「親なき後の生活の安心」など、地域で安心して暮らせる仕組みを求めている事が確認されました。その結果を受けて、将来にわたるあんしん施策へと転換したものであり、在宅心身障害者手当復活は検討しておりません。

引き続き、将来にわたるあんしん施策を着実に推進していきます。

(8) 就労が厳しい障害者にとって命綱の障害者基礎年金を、せめて最低限の生活ができるような額に引き上げるよう、国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 2級の障害基礎年金は、国民年金保険料を40年間納付した老齢基礎年金額と同額であり、1級の障害基礎年金額は、2級の障害基礎年金額の1.25倍とされています。

障害基礎年金の増額は、国の施策として検討されるもので、財源の問題を含め、公平性の観点から議論が必要と考えています。

(9) 障害者の自主製品販路拡大のため、本市の施設を積極的に活用して、市営地下鉄など市の事業委託先における障害者の就労確保や常設店の設置など、支援を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 自主製品の販路拡大や障害者施設への作業斡旋など、今後も障害者施設の工賃向上に向けて取り組んでまいります。また常設店の設置は様々な課題があり困難ですが、今後も関係課を交えて課題を検証してまいります。

(10) 駅ホームドアの設置を進めるように、国や各鉄道会社に対して求めること。

<回 答>

(都市整備局) [健康福祉局] 可動式ホーム柵については、市民の安全確保を図るとともに、自殺防止や公共交通の輸送の安定性確保に寄与することから、鉄道事業者の設置計画を踏まえ、国や県と連携して必要性が高い駅に対して整備費用の一部に補助金を交付することで、整備を促進していきます。

(11) 呼吸器障害者が大きな負担を感じている酸素吸入費用の助成、及び酸素濃縮器の電気代補

助を増額すること。

<回 答>

(健康福祉局) 厳しい財政状況の中、市独自の助成を行うことは困難です。

(12) 精神障害者が地域生活を安心して送れるように、多職種による訪問医療や地域生活支援の体制(アウトリーチ)をつくるために、既存の社会資源を結びつけ統合するような仕組みを構築すること。

<回 答>

(健康福祉局) 市内には精神保健福祉施策を支える病院や診療所、訪問看護ステーションなどの様々な社会資源があります。また、各区福祉保健センターに加え、市独自事業の自立生活アシスタント、精神障害者生活支援センター、精神障害者地域移行・地域定着支援事業もその一端を担っています。

26年4月からの改正精神保健福祉法でも地域との連携が精神科病院に義務付けられます。引き続き、既存の社会資源を有機的に連携し、地域生活支援が充実するよう取り組みます。

(13) 三障害一元化の観点から、他の障害では無料になっている医師の診断書を、精神障害についても市の独自措置として無料にすること。

<回 答>

(健康福祉局) 自立支援医療(精神通院医療)における医師診断書作成料については、育成医療・更生医療と同様に、利用者負担がなくなるよう、必要な措置を講ずることを国に要望しているところですが、厳しい財政状況の中、本市独自施策としての実施は困難です。

(14) 「知的障害者雇用事業」と同種のもを精神障害者にも広げ、市として精神障害者の雇用促進を率先して図ること。

<回 答>

(総務局) 本市における精神障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨もふまえて、引き続き対応を検討していきたいと考えております。実習については、今年度も健康福祉局において受入を行っているところですが、実習生受入等を活用した課題の整理や分析を行っていききたいと考えております。

## 5. 生活保護施策

(1) 本市の保護行政が支援が必要な人にしっかり届いているかどうか検討するための調査が必要である。その一環として、本市における生活保護制度の補足率を調査すること。

<回 答>

(健康福祉局) 補足率については、定義もあいまいであり課題もあると考えています。なお、生活保護制度については、本市ホームページに掲載しているほか、民生委員等通じて周知に取り組んでいるところです。

(2) 生活保護基準の増額、老齢加算の復活や夏季加算を国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護基準については、年度ごとに、厚生労働大臣が一般国民の消費動向等を踏まえ定めています。そのため、基準の増額や加算について、国に要望する考えはありません。

(3) 生活保護申請書を窓口常置し、誰でも手に取れる状況にして申請権を保障すること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護の相談のため福祉保健センターに来られた方には、専門の職員がその方の生活状況をよくお聞きするとともに、生活保護制度の趣旨や受給要件をご説明し、その上で申請意思を確認し、申請の手続きを援助しております。なお、申請の意思のある方に対しては、申請書を交付するようにしております。

**(4) 健康福祉局付けで配置されている警察官 OB の配置をやめること。**

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護特別相談員は、悪質な不正受給や暴力団対応について区からの相談に対して助言等の支援を行っています。こうした支援の継続により、悪質な不正受給に対する厳正な対処を可能とし、市民の生活保護制度への信頼が得られると考えています。

**(5) 悪質な無料低額宿泊所に対して、厳格な監査の上、適切な指導を行うこと。**

<回 答>

(健康福祉局) 健康福祉局監査課、援護対策担当及び区役所保護課が連携し、本市ガイドラインに基づき運営状況等に関する監査を実施することで、適切な指導を行っています。

## 6. 保健医療施策

**(1) 市民病院の建て替えを具体化に進めること。**

<回 答>

(病院経営局) 今後、候補地の確定に向けた地権者との交渉を進め、平成 26 年度は、基本計画を確定させた上で、基本設計に着手します。

**(2) 公的施設であれ民間施設であれ、医療機関は高次の公益性をもつ施設であるため、市内全体での医師不足解消対策を市として責任をもって行うこと。具体的には、市内の各病院で後期研修プログラムの充実・相互交流を行いながら、出来るだけ多くの後期研修医を受け入れられるような戦略をもつこと。**

<回 答>

(健康福祉局) 医師確保対策としては、子育て等に配慮した働きやすい職場環境を整備するため、院内保育所を 24 時間化するための助成を行うほか、医師数が少ない産科及び小児科医師の確保対策として、当直医師の確保に対する助成を行っています。

**● (3) 小児医療費助成の対象年齢を当面小学 6 年生まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃すること。**

<回 答>

(健康福祉局) さらなる制度の拡充については多額の費用が必要となりますので、財政状況などを見極めながら、検討していきます。

**(4) 各区福祉保健センターの医師を増員するとともに、センター長には医師を配置すること。**

<回 答>

(健康福祉局) [総務局] 全国的に行政医師が不足する中で、厳しい状況にありますが、各区福祉保健センターや局の業務に対応するため、今後も引き続き行政医師の採用を行ってまいります。

また、区福祉保健センターは、センター長が医師以外の職種となっている区もありますが、その場合はセンター長が健康危機管理等に的確に対応できるように、原則として行政医師を配置し、医学的支援等を行うとともに、健康福祉局の行政医師も必要に応じて区福祉保健センターの支援

を行っています。

**(5) 肺炎球菌ワクチン接種の公的助成対象を、重度障害者に加えて、呼吸器障害者および 65 歳以上の高齢者に拡大すること。**

<回 答>

(健康福祉局) 障害者の 23 価肺炎球菌ワクチン接種費用助成の対象者拡大については、財政状況の厳しい中、現状では困難です。

成人用肺炎球菌ワクチンについては、65 歳の方(5 年間の経過措置として 65 歳以上全員)を対象に平成 26 年 10 月から定期予防接種として実施するため、国が政省令を改正する予定です。それを受け、本市でも対象者に対し接種費用の一部又は全額助成の開始に向けた準備を進めます。

**(6) がん検診体制の拡充・精度管理の向上のため、医療機関との個別契約を医師会委託方式に変更すること。また、医療機関の現状を鑑み、福岡市や新潟市で行われているような内視鏡による胃がん検診も認めること。**

<回 答>

(健康福祉局) 胃がん内視鏡検査の導入については、市民の皆様の受診機会の確保の観点から、26 年度からのモデル実施に向け関係機関と調整しています。

がん検診事業の医師会委託方式への移行については、がん検診の実施状況を考慮しつつ、検討を行ってまいります。

**(7) 各区休日急患診療所の老朽化した施設の建替えは、計画を前倒しして早急に実施すること。**

**また、各区休日急患診療所の非常用自家発電装置を整備拡充すること。**

<回 答>

(健康福祉局) 災害時医療体制の見直しに伴い、休日急患診療所は地域の医療救護活動の拠点として位置づけられました。施設の機能確保は重要と考えており、各区の関係団体等の事業計画を踏まえ、年 1 か所の休日急患診療所整備について、関係団体と調整しながら進めていきます。また、非常用自家発電装置につきましては、平成 25 年度中に 18 区の休日急患診療所全てに整備を完了する予定です。

**(8) 国に対して医業税制の存続及び診療報酬への消費税のゼロ税率の適用を求めること。**

<回 答>

(健康福祉局) 現在、医業税制については、27 年度以降の検討課題とされるとともに医療機関の控除対象外消費税については検討することとされたため、国の動向を見守ってまいります。

**(9) 現在市内で一か所しかない障害者歯科センターを、北部地域・南部地域にも設置すること。**

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市 of 障害者歯科診療につきましては、横浜市歯科保健医療センターをはじめ、身近なところで受診できる 217 か所の協力医療機関があります(平成 25 年 6 月時点)。また、歯科訪問車の導入により通院が難しい方の歯科診療の推進に努めております。

また、高次障害者歯科医療施設としては、鶴見大学歯学部付属病院、神奈川歯科大学附属横浜クリニックや県立こども医療センター等があります。

施設の充実につきましては、患者数の推移や、協力医療機関との機能分担・連携の状況を踏まえ関係機関と検討してまいります。

26 年度は調査費 1 百万円を計上し、障害者歯科診療の実態調査を行い、協力医療機関との機能

分担・連携などについて、関係機関と検討していきます。

(10) 医療機関に対して、医療費の一部負担金の免除ができる無料低額診療施設をもっと増やすように働きかけ、薬局法人にも制度が適用されるような市独自の事業を行うこと。また、ホームページでの掲載にとどまらず、同制度を広く市民に周知すること。

<回 答>

(健康福祉局) 無料低額診療事業については、国で事業のあり方の検討を進めているところであり、医療機関への働きかけについてはその結果を踏まえて検討していきます。また、市の単独事業としての薬局法人への適用は考えておりません。

市民周知については、各医療機関が本人負担分の医療費を負担するものであり、その判断は医療機関側が行うものであるため、本市ホームページへの掲載以外の積極的な周知は行っていません。

現在、事業の実施医療機関で構成する団体と意見交換を行っておりますが、制度の周知方法についても検討を行っており、一部の医療機関については区役所との連携を開始しています。

(11) 子宮頸がんワクチン接種副反応の実態調査を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に関する相談窓口を設け、「広報よこはま」等でも広く相談を呼びかけています。御相談いただいた内容については、ワクチンとの因果関係を調査する国に対し、副反応事例として速やかに報告しています。

また、より詳細な状況を把握するため、一部の保護者と御本人を訪問し、直接お話を伺っています。

(12) 不育症への助成制度を創設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 不育症については、厚生労働省研究班が研究を重ねているところであり、その提言により、平成23年9月には、一部の治療薬について保険適用となっています。

不育症の治療は、まだ確立していないことから、現時点では治療費の助成については考えていませんが、引き続き国の動向を注視していきます。

なお、不育症については、適切に相談対応をすることで、次回の妊娠で継続して子供が生まれる率が高くなると国内外の報告で明らかになっていることから、相談体制の充実を図っています。

(13) お産のできる診療所・助産所の運営支援を拡充すること。また、お産のできる病院・診療所がない区(栄区、緑区、2013年3月現在)では、施設設置に向けて特別の手立てをとること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、出産を取り扱う医療施設に対して医師の確保に対する助成を実施しているほか、出産を取り扱う助産所整備にかかる助成を実施しています。

また、分娩を取り扱う診療所の開設については、病床過剰地域においても特例で病床整備が認められる制度を活用するとともに、産科病床の整備にかかる助成を実施するなど、様々な機会を捉え、民間事業者への働きかけを行っております。

## 7. 放射線被害対策

(1) 本場や南部・食肉などの各市場での検査体制を継続させること。

<回 答>

(健康福祉局) [経済局] 各市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所において、引き続き食品中の放射性物質検査を実施していきます。

## 8. 災害時の医療体制

(1) 震災での備えなど、近年民生委員の役割が増えていることを鑑み、民生委員制度の充実・強化に向けての実態調査を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 地区担当民生委員の配置について、国の基準では東京都区部及び指定都市は「220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人」となっていますが、本市においては「200 から 440 世帯ごとに1人」という弾力的な運用を行っています。

また、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのために検討を行ってまいります。

(2) 発災時の障害者へのきめ細やかな対応を区などの防災計画に盛り込むこと。避難所における障害者の備品・装具・設備を充分確保し、障害毎に防災訓練を実施するなど、障害者の防災対策を具体化して進めること。

<回 答>

(健康福祉局) [総務局] 障害者の備品等を備えることは困難ですが、地域防災拠点や在宅での避難生活に支援等が必要な障害者等の要援護者のため、民間福祉施設等と特別避難場所の協力協定を締結し(平成 25 年 7 月 31 日現在 427 施設)、施設に食糧など応急備蓄物資の備蓄を進めています。

また、障害者施設等の特別避難場所には、平成 25 年 3 月 31 日現在で 78 施設に災害時に必要な備品などの備蓄を行ってきました。

(3) どこに行けば医療が受けられるのかなどの発災時の医療体制がわかるように、日頃から市民に周知すること。

<回 答>

(健康福祉局) 新たな防災計画の周知と共に、被災時の負傷者受入医療機関や、市民の皆さまにお願いしたい受診行動について、市ホームページや広報誌などあらゆる機会を利用して市民広報に努めていきます。

## 9. 墓地

(1) 市街化調整区域における墓地開発計画では、特例解除を原則認めず、規制するとともに、名義貸しの疑いなどを厳格に審査し、開発を認めず、環境を守ること。

<回 答>

(健康福祉局) [環境創造局、建築局] 墓地の経営許可に際しては、経営の安定性、永続性の観点から「墓地、埋葬等に関する法律」や「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づいて厳格に審査していきます。市街化調整区域における開発に関しては、開発に係る所管部署と連携しつつ、墓地経営許可の適正な運用に努めます。

## 【温暖化対策統括本部】【環境創造局】

### 1. 市内農業

(1) 秘密裏に行われている環太平洋連携協定(TPP)参加交渉は即時やめ、撤退することを市と



して表明し、国に求めること。

<回 答>

(政策局) [環境創造局] 活力ある社会を次世代に引き継ぐために、伸び行くアジア太平洋地域の活力を取り入れるという観点から、交渉に参加することは必要だと考えます。

ただし、食料自給率が非常に低いなどの我が国を取り巻く状況や、世界経済、震災後の状態を踏まえながら、国益を損なうことのないよう、国において取り組んで頂きたいと考えます。

**(2) 戸塚区役所で行われている地産地消 PR・直売コーナーの取り組みを全市展開し、各区役所主催の地産地消を進めるための生産者と消費者の懇談会等を定期的に行うこと**

<回 答>

(環境創造局) 区役所等では既に地場農産物の直売やPRなど地産地消の取組を行っています。引き続き情報提供の機会を増やしたり連携を強めるなど、区の取組を支援・拡大していきます。

また、「食と農の祭典」や「地産地消フォーラム」などの開催により、生産者と消費者が交流できる場を設けるとともに、各区が主催する地産地消に関連したイベントを支援するなど、市民が地産地消を実感できる取組を進めていきます。

**(3) 農家以外からの就農を増やすために、就農者への遊休農地借り入れや農業技術などの援助を行うとともに、市民への就農PRを行うこと。**

<回 答>

(環境創造局) 新たに農業参入を希望しようとする人には、市民農業大学講座での就農に向けた技術支援を引き続き進めるとともに、参入後の技術研修等の支援にも取り組んでまいります。また、市が遊休農地を借り入れ、復元し、新たに農業参入した方に貸し付ける取組も進めます。さらに、就農PRについては、市民の皆様への市民農業大学講座のご案内とともに、新規参入のPRを行ってまいります。

**(4) 都市の環境と防災における生産緑地の重要性について、市民への啓発に努力するとともに、生産緑地を減少させない手立てを強めること。**

<回 答>

(環境創造局) 生産緑地を含め農地は、農産物の生産の場であるとともに、田園景観の提供、生物多様性の保全など、都市における緑の一つとして重要な役割を果たしています。「横浜みどりアップ計画」(計画期間：平成26-30年度)では、市民が身近に農を感じる場をつくる取組を進め、あらゆる機会をとらえて市民の皆様にお伝えし、その重要性を認識していただけるよう進めていきます。

また、持続できる都市農業を目指して、農家の皆様が農地を維持できるように、意欲のある認定農業者等の担い手に対して、機械や設備の導入など、安定した農業経営の継続に向けた支援についても引き続き実施してまいります。

**(5) 市内食品スーパーマーケット等に横浜ブランド農作物「はま菜ちゃん」コーナーを設置するよう、農業関係者とともに働きかけること。**

<回 答>

(環境創造局) 横浜ブランド農産物につきましては、市内の飲食店、ホテルなどの事業者からニーズの高い農産物を調査し、それらの農産物を生産する農家を支援し、事業者と結びつけることで、ブランド力の向上や6次産業化などを進め、スーパーマーケット等を含めて販路の拡大に繋

げてまいります。

## 2. 環境・緑

(1) 第7回都市計画の線引きについては、これ以上、市街化区域の緑を減少させないことを基本とすること。同時に逆線引きを積極的に行うこと。

<回答>

(環境創造局) [建築局]「横浜みどりアップ計画」(計画期間:平成26-30年度)を継続して取組み、樹林地の指定などによる緑の保全や、民有地、公有地などでの緑化の推進など、緑の保全と創出につながる取組を積極的に進めてまいります。

(2) 環境の保全の立場から、マンション建設や団地造成等による斜面緑地開発を規制する条例等の整備を行うこと。

<回答>

(環境創造局) [建築局]「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」に基づく取組により、緑地保全制度の指定による、樹林地の保全を進めてきており、26年度以降も、「みどりアップ計画」(計画期間:平成26-30年度)による取組を、引き続き進めていきます。

集合住宅などの開発等に対しても、関係局と連携を図りながら、今ある樹林地をできるだけ残していただくよう働きかけを行ってまいります。

(3) 鶴見区、神奈川区、南区をはじめとする木造密集市街地や既成市街地での緑化を、みどりアップ事業の重点項目に据えること。

<回答>

(環境創造局)「横浜みどりアップ計画」(計画期間:平成26-30年度)では、26年度以降も市民の皆様からいただく横浜みどり税を主な財源とし、市民が実感できる緑をつくる取組を進めていきます。

民有地における緑化の助成については、緑の少ない鶴見、神奈川、西、中及び南区における公開性や視認性の高い場所での緑化や生物多様性の向上に寄与する緑化などの効果的な取組に対し、支援を充実させます。

また、各区の主要な公共施設の緑化も併せて推進するとともに、緑の少ない区などを対象に土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、公有地化によるシンボリックな緑の創出にも取り組んでいきます。

(4) 緑化地域に関する条例を改正し、建ぺい率などに応じた緑化面積の設定、商業地域を対象に加えるなど、緑増加対策を拡充すること。

<回答>

(環境創造局) 緑化地域制度の商業系用途地域への拡大については、都市緑地法により適用除外の規定があり、国に対し、本市の独自要望や九都県市の要望行動などを通じて法改正の働きかけを行っているところですが、現時点では法改正には至っておりません。

引き続き、市独自及び大都市で連携して、国に制度改正の要望を行ってまいります。

(5) 上郷開発は市として認めないことを宣言すること。

<回答>

(環境創造局) [建築局] 当該地については、できるだけ多くの緑地を保全できるよう地権者に働きかけており、事業者より提出された事前相談書に対する助言書においても、緑地をできるだけ

保全するための計画の検討等を求めてきました。

26年1月17日に都市計画提案が提出されていますので、関係局と連携しながら、これに適正に対応していきます。

**(6) 市街化調整区域における開発規制を強化すること。特に、市街化調整区域における墓地開発計画では、特例解除を原則認めず、規制するとともに、名義貸しの疑いなどを厳格に審査し、開発を認めず、環境を守ること。**

<回答>

(環境創造局) [健康福祉局、建築局] 「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」に基づく取組により、市街化調整区域などのまとまりのある樹林地の保全を進めてきており、26年度以降も、「みどりアップ計画」(計画期間：平成26-30年度)による取組を進めていきます。

引き続き、墓地開発に係る関係局と連携を図りながら、取り組んでいきます。

### 3. 地球温暖化対策

**(1) 日本をリードする大都市横浜市として、原発ゼロ宣言を行うこと。**

<回答>

(環境創造局) 原発に関する施策については、安全性の確保を最優先に考え、その上で、経済の側面、地球温暖化など、さまざまな影響を考慮し、総合的に判断していく必要があると考えています。

**(2) 温暖化防止条例(仮称)を制定し、市政での省エネ・創エネ施策に法的根拠を与え、すべての施策に反映させ、条例を基に市民の生活スタイルを変える啓発活動を徹底すること。**

<回答>

(温暖化対策統括本部) 東日本大震災以降、節電や省エネの実施など、環境に対する市民・事業者の意識醸成が進んでいます。

本市においては、「生活環境の保全等に関する条例」の中で、地球温暖化防止に関する市、市民、事業者の責務を定め、延床面積2,000㎡以上の建築物の建築に際し、再生可能エネルギーの導入について検討・報告することを義務付けるなどの取組を行っています。引き続き、地球温暖化対策推進協議会やヨコハマ・エコ・スクールを通じて市民等への普及啓発をしていきます。

● **(3) 本市の地球温暖化対策の柱に省エネと同様、太陽光発電や再生エネルギーなど創エネを加えること。**

<回答>

(温暖化対策統括本部) 地球温暖化対策実行計画の改定にあたり、計画の基本方針の一つに地域におけるエネルギーの創出と地産地消の推進を掲げました。

● **(4) 国のゼロベースでの温室効果ガス削減目標見直しにかかわらず、横浜市地球温暖化対策実行計画での削減目標の見直しは行わないこと。**

<回答>

(温暖化対策統括本部) 現在の地球温暖化対策実行計画における削減目標は、東日本大震災前に想定していた将来の電源構成を前提としています。しかし、その後わが国の温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況は大きく変化しており、現状では、電力の安定供給の観点から、温室効果ガス排出量の多い火力発電に頼らざるを得ない実態もあります。

そのため、市民にとってより分かりやすい計画とする観点から、計画改定にあたり、電力の排

出係数の改善及び海外からの排出枠購入等による削減効果は見込まず、市の主体的な取組部分での目標設定を行うこととし、市の主体的な取組部分の削減水準は現計画を上回っています。

**(5) 各区局の省エネ・創エネ計画を策定し、その実績を議会に報告すること。**

<回 答>

(温暖化対策統括本部) [環境創造局]「横浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、その実施状況について毎年度、本市ホームページ等で公表しています。

また、エネルギー使用量の実績については、区局別に四半期毎に本市ホームページで公表しています。

**(6) 「省エネ法」で「エネルギー管理指定工場等」に指定されている大規模事業者だけでなく、本市独自に対象範囲を広げ、対象企業と CO<sub>2</sub> 排出削減協定を結び、排出削減目標の義務付けや排出量取引制度等の仕組みを導入すること。**

<回 答>

(環境創造局) [温暖化対策統括本部] 対象者の拡大や市による公表、削減取組の評価など、実効性を高めた内容に拡充した地球温暖化対策計画書制度の運用を、平成 22 年度から開始しています。この制度では、一定量以上のエネルギーを消費し「省エネ法」で「エネルギー管理指定工場等」に指定される大規模事業者だけでなく、一定台数以上の市内登録自動車を保有する事業者に対して、目標排出量の設定を義務付けています。

この制度の着実な運用により削減対策を促進し、削減実績や国の排出量取引制度などの動向を踏まえ、本市に必要な制度の検討をしてみたいと考えています。

#### 4. 放射能対応

**(1) 常設モニタリングポストを増設し、継続的な放射線測定を引き続き行うこと。**

<回 答>

(環境創造局) 平成 24 年 3 月に保土ヶ谷区仏向西の市有地に設置したモニタリングポスト(地上 1 m) の測定結果は、市ホームページで 1 時間毎に更新しお知らせしています。

**(2) 公園などの空間線量の定期的な測定を行うこと。**

<回 答>

(環境創造局) 公園の空間線量については、今後も、市民の方からのご要望に応じて測定してまいります。

**(3) 下水汚泥焼却灰は、適切な処理技術が確立するまで東電と国の責任で保管管理するよう東電と国に申し入れ、港湾区域内への埋め立て処理は行わないこと。**

<回 答>

(環境創造局) 下水汚泥焼却灰の問題については、市民や関係者の皆様に安心していただけるよう、説明や意見交換を行うとともに、現場見学なども実施しています。

最近の放射能濃度が低下し、安全性が更に高まっていることから、日々発生する焼却灰を南本牧最終処分場の陸地化した場所へ埋め立てることを検討するという案をお示しし、現在、市民の皆様や関係者の方々に安心していただけるよう、丁寧に説明しているところです。

このなかで、ご意見やご提案をいただきながら早期に解決するよう進めていきます。

## 【資源循環局】

### 1. 廃棄物対策

- (1) 現行の「ヨコハマ3R夢プラン」の大切さをわかりやすく市民に伝え啓発を進めるため、各区に「ヨコハマ3R夢プラン」推進担当を置くこと。

<回答>

(資源循環局) ヨコハマ3R夢プランの市民の皆様への啓発につきましては、各区地域振興課資源化推進担当において、様々な工夫をし、推進してまいります。

- (2) 生ごみの資源化を進めるため、家庭でできる堆肥化を普及させ、学校でも地球温暖化対策と合わせて、生ごみを出さない生活スタイルや資源化に関わる教育を進めること。

<回答>

(資源循環局) コンポスト容器や電気式生ごみ処理機の購入助成や土壌混合法など、家庭ごとのライフスタイルに応じた生ごみ堆肥化等の手法について、市民の皆さまに対し、各区で講習会を行うなど、引き続き、広く普及を図ってまいります。

下線部について回答 (教育委員会事務局) 小中学校では、身近な体験から持続可能な社会を考える環境教育を展開しています。また、環境教育実践推進校を指定し、環境に関わる様々な取組成果を研修会等で全市に向けて発信しています。これらにより、将来にわたって地球温暖化対策などの環境問題に関心をもち、行動できる人材を育成しています。

## 【建築局】

### 1. 防災対策

- (1) 木造住宅密集地域対策の緊急性、重要性に見合う推進体制、予算、人員確保を図ること。

<回答>

(政策局) [都市整備局] 25年度は、延焼の危険性が高い地域における地震火災対策について、検討を行い対策内容を取りまとめました。26年度は、地震火災対策を総括する組織「防災まちづくり推進室」を都市整備局に新設し、取りまとめた内容について、関係区局と連携して、地震火災対策の強化に向けた取組を推進します。

- (2) 耐震化率 100%に向けて、本市の優れた制度である木造住宅耐震診断・耐震改修促進事業を一層積極的に推進するため、使いやすく・実効性のある制度に改善すること。

<回答>

(建築局) 本市では、横浜市耐震改修促進計画において、27年度の住宅の耐震化率を90%にする目標を定め、住宅の耐震化を進めています。

耐震診断を受診した方に、原則として訪問相談を受けていただくように手続きの流れを変えるなど、木造住宅の耐震化を推進しています。木造住宅耐震改修促進事業については、審査業務の一部見直しなどを行い迅速化に努めるとともに、耐震診断を受診して改修補助を申請していない人へダイレクトメールを送るなど普及啓発に努めています。

26年度も引き続き積極的に啓発・PRや制度の見直しを行い、制度の利用促進に努めます。

- (3) 「エコ」住宅への改修、住宅耐震・耐火化やバリアフリー化などの目的を包括した木造住宅リフォーム助成制度を創設すること。

<回 答>

(建築局) [経済局] 木造を含む住宅の耐震化や共同住宅の共有部分のバリアフリー化、省エネ化など公益的な目的を持った各種補助制度を設けています。

(4) マンション耐震診断支援・耐震改修促進事業は、国の改善策も活用して、制度の周知を図り対象施設の耐震化を完了させること。

<回 答>

(建築局) 本市では、横浜市耐震改修促進計画において、27年度の住宅の耐震化率を90%にする目標を定め、住宅の耐震化を進めています。

予備診断の結果、本診断が必要と判定されたマンションの管理組合を対象に、無料の訪問相談制度を実施し、耐震化の支援を行っています。

また、広報よこはま特別号やダイレクトメールを通して、引き続き積極的に啓発・PRを行い、制度の利用促進に努めます。

## 2. 住環境

(1) 高齢者、低所得者層の増加等により、市営住宅への入居希望が一層高まることが予想されるため、市営住宅は既存ストックの有効活用にとどめず新規建設に取り組むこと。また、本市の責任で民間社宅・住宅を借り上げ、低家賃住宅として提供すること。

<回 答>

(建築局) 厳しい財政状況下にあつては、既存ストックの長寿命化対策を進めていくとともに、真に住宅に困窮している方々が入居できるように、収入超過者や高額所得者等に対する対応や滞納の整理など入居者への適正な管理を進めます。

また、民間賃貸住宅を借り上げた、市営住宅の供給を現在も実施しておりますが、引き続き、住宅に困窮する方々に対して提供を行ってまいります。

(2) 借り上げ更新時期となるヨコハマ・りぶいん等の賃貸住宅については、居住者が安心して継続使用できるよう必要な措置をとること。

<回 答>

(建築局) 平成30年までに借り上げ更新時期を迎えるシニア・りぶいん等の借上型市営住宅については、10年間の再借上げを行うなど、居住者が安心して住み続けられるように努めてまいります。

優良な民間の賃貸住宅を、公的賃貸住宅として供給する、ヨコハマ・りぶいんについては、市場においても中堅所得者向けの良質な賃貸住宅が供給されていることから、一定程度の役割を果たしたものと判断しています。平成18年からは新規供給を休止しており、家賃助成の延長も行っておりません。

(3) 宅地開発・建築行為等に伴う近隣との紛争、マンションの「維持管理・耐震診断、建替え」、「空き家(放置)住宅」など、住環境の保全にかかわる様々な問題が頻発している。これらの問題について市民が相談できる部署を区役所に配置すること。

<回 答>

(建築局) [市民局] 建築等に関する相談に対しては、建築局所管課において、専門性を生かした対応をしており、必要に応じ、各課連携して対応しています。今後とも区との連携を図り、市民の皆様の建築等に関する相談に対応してまいります。

### 3. 環境・緑

(1) 第7回都市計画の線引きについては、これ以上、市街化区域の緑を減少させないことを基本とすること。同時に逆線引きを積極的に行うこと。

<回答>

(建築局) [環境創造局] 線引き見直しにつきましては、市全体の人口や土地利用の状況、鉄道・道路・公園などの都市基盤施設の整備状況等を踏まえながら、良好な市街地環境の形成や緑地・農地等の自然環境の保全・創造、将来の活力ある横浜の姿などを見据えて、それぞれの地域にふさわしい土地利用の実現に向けて検討していきたいと考えております。

このため、次回の線引き見直しに向けて、現在、都市計画審議会に小委員会を設置し、検討を進めていただいております。

(2) 環境の保全の立場から、マンション建設や団地造成等による斜面緑地開発を規制する条例等の整備を行うこと。

<回答>

(建築局) [環境創造局] 横浜市地下室マンション条例では、地下室建築物となる共同住宅等設ける斜面地開発行為を行う場合、敷地境界線から4m以上の幅の空地を設け、緑化又は既存の樹木を保存することを義務付けています。

斜面地で行う宅地造成のうち、登記かつ課税地目が山林(過去5年間)の場合、開発許可基準の中で、景観に配慮し、擁壁の高さの制限や緑化の義務付けを行っております。

●(3) 上郷開発は市として認めないことを宣言すること。

<回答>

(建築局) [環境創造局] 栄区上郷町猿田地区においては、平成26年1月17日に東急建設株式会社より都市計画提案が行われたところです。

都市計画提案制度は、平成14年の都市計画法の改正により、住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能とするための制度として創設されたもので、土地所有者、まちづくりNPO等が、一定の条件を満たしたうえで、地方公共団体に都市計画の提案ができるというものです。

今後、土地所有者の皆様や、市民の皆様のご意見も踏まえながら、将来のまちのあるべき姿を見据えつつ、様々な視点から総合的に判断していきます。

(4) 市街化調整区域における開発規制を強化すること。特に、市街化調整区域における墓地開発計画では、特例解除を原則認めず、規制するとともに、名義貸しの疑いなどを厳格に審査し、開発を認めず、環境を守ること。

<回答>

(建築局) [健康福祉局、環境創造局] 市街化調整区域での開発行為は、本市の調整区域の状況等を踏まえ、立地可能な施設を限定しております。墓地開発に関しては、今後も「墓地、埋葬等に関する法律」等の所管部署と連携し、開発許可制度の適正な運用を図っていきます。

### 4. 開発行為等調整条例

(1) 開発行為の際に公園設置等の公共公益負担義務のがれを目的とする分割開発については、開発行為等調整条例を厳格に実施し、規制すること。

<回 答>

(建築局)「横浜市開発事業の調整等に関する条例」において、市街化区域における小規模な開発事業を条例の対象に加え、さらに、開発事業の完了からすべての予定建築物の建築工事の完了までの間は開発事業計画を遵守する規定を設け、平成25年7月から施行しています。これにより、脱法的な分割開発などの計画の抑止になると考えています。

## 【都市整備局】

### 1. 「エキサイトよこはま22」

(1) 数千億円の基盤整備費の財源見通しや住民合意もなく、さらに防災対策の視点が十分でない「エキサイトよこはま22」(横浜駅周辺大改造)計画は、白紙に戻して見直すこと。

<回 答>

(都市整備局) エキサイトよこはま22計画では、横浜駅周辺について、国際都市横浜の玄関口にふさわしい国際競争力のあるまちとするために、新たなまちづくりを進める必要があります。そのための財源を確保しながら、市民参加のまちづくりをしっかりと進めていきます。特に、防災については、地元組織と連携して横浜駅周辺地区 都市再生安全確保計画の策定や、総合的な治水安全度の向上などの取組をしっかりと進めていきます。

### 2. 施設のバリアフリー化、安全対策を促進すること。

(1) エレベーター等未整備の駅舎解消をはじめ、市内建築物・生活道路などのバリアフリー化を一層促進すること。

<回 答>

(健康福祉局) [都市整備局、道路局] 横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、施設の新設及び改修時に、バリアフリーに関する整備基準を遵守するよう、施設整備者等に対して働きかけてまいります。

(2) 駅ホームドアの設置、改札口及びホームの階段増設など鉄道駅舎施設の安全対策、混雑緩和策等を緊急課題と位置付け、鉄道事業者任せでなく市として積極的に推進にあたること。

<回 答>

(都市整備局) 可動式ホーム柵設置、階段増設などの鉄道駅の安全性の確保や混雑緩和策については、基本的に鉄道事業者の責任において対応すべきものですが、市民の安全確保の観点から、鉄道事業者に働きかけていきます。なお、可動式ホーム柵については、市民の安全確保を図るとともに、自殺防止や公共交通の輸送の安定性確保に寄与することから、鉄道事業者の設置計画を踏まえ、国や県と連携して必要性が高い駅に対して整備費用の一部に補助金を交付することで、整備を促進していきます。

## 【道路局】

### ● 1. 道路費

(1) 社会・経済状況の変化、本市財政状況等を考慮して、高速道路の新規整備偏重をやめて、生活関連道路整備や道路施設(橋梁、トンネル、道路、等)の保全・更新を優先すること。

<回 答>

(道路局) 本市の骨格的な高速道路ネットワークである横浜環状道路などの整備は、横浜港と背



後圏の結びつきを強め、横浜港の国際競争力の強化を図るとともに、一般道路の渋滞解消などにも資するものです。併せて、災害時における支援物資や人員の輸送経路の確保により、災害時の機能が強化されるなど、将来にわたる市内経済の活性化や市民生活の安全・安心に必要不可欠です。

横浜環状道路の整備は、幹線道路や地域道路の整備、道路施設の保全・更新と同様に、経済活動や市民生活になくてはならないものですので、いずれの事業も必要となる事業費を確保していきます。

## 2. 高速道路整備等

(1) 高速横浜環状道路北西線は、計画を凍結・中止すること。

<回答>

(道路局) 横浜環状道路は、本市の道路ネットワークの骨格となる重要な道路です。

横浜環状北西線が整備されると、横浜港の国際競争力の強化や災害時における輸送路の確保、保土ヶ谷バイパスをはじめとする市域の交通混雑の改善など、大きな整備効果が期待されることから、できるだけ早期に供用できるよう整備を進めていきます。

(2) 高速横浜環状道路南線は、事業継続の必要性が乏しく、計画を白紙撤回すること。

<回答>

(道路局) 横浜環状南線は、首都圏の中核都市を連絡し、広域的な幹線道路網を形成する首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部であり、首都圏の道路交通の円滑化、経済活動の活性化のほかCO<sub>2</sub>の削減等に資するなど、地域の発展や環境改善等の効果が期待される道路として、整備を推進しています。

同じく圏央道として神奈川県内で事業中のさがみ縦貫道路は平成 26 年度中に完成する予定であり、整備効果を最大限に発揮するためには、日本の大動脈である東名高速や中央道、関越道などの高速道路と京浜臨海部を連絡する横浜環状南線等の早期整備が不可欠です。

横浜環状南線は 25 年度からは 6 箇所で大線の工事に着手しました。今後も事業者である国及び東日本高速道路(株)と連携し、広報紙による情報提供や地元説明を行うなど、沿線にお住まいの方々のご理解をいただきながら、積極的に整備を推進していきます。

(3) 高速横浜環状道路西側区間は、事業化に前のめりの対応にならないこと。

<回答>

(道路局) 西側区間については、事業中路線の進捗よく状況を見ながら、計画の具体化について検討していきたいと考えております。

(4) 高速横浜環状道路の関連街路となる土地計画道路岸谷線は、路線廃止とすること。

<回答>

(道路局) 本市の都市計画道路の整備状況は、政令市の中でも最低水準にあるなど、依然として不十分であると認識しており、今後も着実な整備が必要と考えています。

平成 16 年からは、都市構造や社会状況等の様々な変化に適切に対応した道路ネットワークとするため、都市計画道路網の見直しを進め、平成 20 年 5 月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表し、これに基づき、路線の変更、追加等の手続きを近隣住民の皆様へ説明しながら進めています。

なお、岸谷線は、鉄道による地域分断の解消や災害時の避難路や緊急輸送路になるなど、地域

防災性の観点からも必要な路線と考えています。

### 3. 生活関連道路等

(1) 生活道路の修繕、私道整備、雨水排水、公園の維持・管理等に関わる事業を推進し、安全・安心な身近な生活基盤の整備・拡充を図ること。そのために必要な土木事務所関連予算を確保すること。

<回 答>

(道路局) 道路修繕・私道整備等の維持管理のための土木事務所関連予算については、引き続き、予算の確保に努めていきます。

下線部について回答 (環境創造局) 厳しい財政状況ではありますが、安全な生活基盤が保てるよう、予算の確保に努めてまいります。

(2) 通学路の安全確保のため、国が行った全国調査の結果に基づいて、スクールゾーン対策をきめ細かく行うこと。

<回 答>

(道路局) 地域及び行政が連携し、市内通学路の合同点検を実施し、結果に基づき、順次通学路の安全確保の整備を進めています。引き続き、地域及び行政が連携し、スクールゾーンの安全対策の推進に取り組んでいきます。

(3) 危険性が高い踏切については、安全対策の優先順位を定め、速やかに解消を図ること。

<回 答>

(道路局) 安全対策が必要な踏切については、市民要望や踏切の諸条件などを総合的に判断しながら、それぞれの地域にあった対策を検討していきます。

(4) 災害時の緊急輸送路の確保及びバリアフリー化への重要事業として、幹線道路の無電柱化を促進すること。

<回 答>

(道路局) 大地震などの災害発生時に、人命被害を防ぎ、円滑な救急活動や物資の輸送を行うためや、美しい街並み景観の形成、歩きやすい歩行空間の創出を目的として、電線共同溝の整備による無電柱化を進めます。特に、神奈川県警察が災害応急対策等のために、緊急交通路として指定することが想定されている幹線道路や、地域の防災拠点となる区役所へのアクセス道路において、優先的に整備を進めます。

(5) 道路の空間線量の定期的な測定を行うこと。

<回 答>

(道路局) [環境創造局] 道路の測定については、平成 24 年 1 月～3 月に市内の小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び公園等、3,781 施設の周辺道路で実施した以降、継続測定として、半年毎に市域全体で主要な小学校等 183 施設の周辺道路を測定してきました。

その結果、これまで本市対応の目安以上の放射線量は測定されていません。

また、市内の放射線モニタリングポストでも問題となる値は確認されていません。

以上のことから、今後は定期的な測定は行いませんが、市民の皆様から測定要望等があった場合は、必要に応じて適宜対応していきます。

(6) 民間バス事業者のみのバス停留所の上屋・ベンチの整備に対して、適切な補助制度を創設すること。

<回 答>

(道路局) バス停の利用環境の向上については、利用者の需要や現地の状況などを踏まえて、バス事業者が判断することとなりますので、関係バス事業者に要望を伝えていきます。

#### 4. 自転車対策

(1) 自転車による事故防止のために、自転車利用者のマナー向上の啓発など、効果のあがる具体的な対策を講じること。

<回 答>

(道路局) 自転車の交通ルールやマナーなどをまとめたリーフレットの配布、世代別の交通安全教室の実施など、自転車利用者に対して交通ルールの遵守やマナー向上の啓発を行っていきます。

(2) 自転車専用レーンの設置を促進すること。

<回 答>

(道路局) 自転車専用レーンの整備については、道路の利用状況や周辺の皆様のご意見など、地域の実情を踏まえ、交通管理者とも連携しながら事業を推進します。

(3) 新しい技術や機材を導入して、駅周辺の自転車・バイク駐輪場の整備を促進すること。

<回 答>

(道路局) [都市整備局] 自転車駐車場(125cc以下のバイク含む)については、今後も整備促進に努めます。

下線部について回答(都市整備局) 自動二輪車(125cc超)の駐車場については、四輪自動車同様、民間事業者による整備を中心に考えており、横浜市駐車場条例に基づく整備のほか、駐車場事業者及び大規模店舗立地者などへ働きかけを行っています。

#### 5. 地域生活交通網の改善・整備の促進

(1) 郊外部の団地等での高齢化に伴う、いわゆる「買い物・通院難民」といわれる状況を改善するために、商店街・医療機関・区役所等への移動手段の確保など、地域の社会的条件・環境の変化に即した、公共交通網の再構築を進めること。

<回 答>

(道路局) [政策局、交通局] 地域の特性にあった交通サービスの計画づくりから運行に至るまでの地域活動に対して様々な支援を行う「地域交通サポート事業」を実施していますので、担当課あるいは最寄の区役所にご相談願います。

(2) 交通不便地域の解消のために路線の再編・新設を検討するとともに、地域交通サポートシステム制度を活用し、コミュニティバスやジャンボタクシーの運行など地域の条件、ニーズにあった手法を積極的に導入すること。

<回 答>

(交通局) 市営バス沿線地域の高齢化が進み、なおかつ、容易にバスをご利用できない地域の状況を踏まえ、地域の方々の通院やお買い物などの手助けを提供する生活支援バスサービス「ふれあいバス」を、運行しております。平成21年12月から緑区と中・磯子区で運行を開始し、平成25年3月には、鶴見区と神奈川区を加え、現在5路線実施しております。

下線部について回答(道路局) 地域交通サポート事業により本格運行を開始した地区や具体的な計画について検討を開始している地区もありますので、これらの地区で得られたノウハウを活用し、現行制度の中で様々な工夫や知恵を出し合いながら、地域に見合った交通手段の導入を目指

します。

## 【港湾局】

### 1. 港湾整備

(1) 国際港湾整備や都心部再開発等の大型公共事業を見直し、生活関連公共基盤整備及び公共施設の保全を図ること

<回 答>

(政策局、財政局) 本市にとって必要な事業については、26年度も引き続き取り組んでいきます。

また、市民生活の安全、安心を確保するため、今後も着実に保全を進めてまいります。

(2) 南本牧ふ頭整備計画を含む国際コンテナ戦略港湾整備計画は、国際的な物流動向や費用対効果等、実態に即して再検証を行うこと。

<回 答>

(港湾局) 寄港地の集約化や船舶の大型化に対応し、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力の更なる強化を図るため、南本牧ふ頭をはじめとした先進的な施設整備を進めます。

(3) MC-3の建設工事とMC-4建設計画は凍結し、無駄な南本牧ふ頭への二本目の橋取り付けは中止すること。

<回 答>

(港湾局) 基幹航路においては、投入船舶の大型化が急速に進んでおり、次々に超大型船が就航しております。そのため、横浜港においては、基幹航路の維持拡大を図るため、-20mの大水深岸壁をもつMC-3コンテナターミナルの整備を進めています。また、MC-4整備についても、平成25年度から岸壁整備に着手しました。

また、MC-3、4コンテナターミナルや、物流関連施設の集積による今後の交通量の増加に対応するため、南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備を進めています。

●(4) 新たに計画された本牧地先の埋め立て・新たなふ頭建設は中止すること。

<回 答>

(港湾局) 国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路を維持拡大し、国際競争力を強化するため、26年に改訂する次期港湾計画において、高規格・大水深コンテナターミナルを有する新規ふ頭を位置づけてまいります。

## 【消防局】

### 1. 消防力

(1) 引き続き、消防力の抜本的強化を図ること。

<回 答>

(消防局) 「横浜市消防力の整備指針」に基づき、引き続き本市に必要な消防力の維持・確保に努めていきます。

(2) コンビナート火災への対応の強化を図ること。

<回 答>

(消防局) 消防法令に基づく適正な許認可業務を執行するほか、公設消防機関と事業所が相互に火災防御に係る知識、技術を高めることが重要であることから、平時から事業所と連携した研修

会の開催や合同消防訓練を実施するなど、コンビナート火災への対応強化に取り組んでいます。

## 2. 消防団

(1) 新入団員に対して、貸与品を速やかに手渡すこと。

<回 答>

(消防局) 25年度からリユース制度の運用に加え、新入団員用の活動服一式については、過去の入団者数実績及び、サイズ発注実績を考慮して早期に調製し、貸与の早期化を図っております。

(2) 旧耐震基準の器具倉庫の耐震化を、期限を決めて速やかに行うこと。

<回 答>

(消防局) 消防団器具置場のうち、昭和56年に改正された建築基準法の「新耐震設計基準」施行以前に建設された器具置場については、今後、本市の施設として優先度を考慮したうえで順次建替えを行い、耐震化を図ってまいります。

(3) 消防車両の更新は15年を基本にして、計画的に更新を行うこと。

<回 答>

(消防局) 消防車両(積載車)については、使用頻度、走行距離などを考慮し、耐用年数を15年としていますが、メンテナンスと丁寧な使用によりできる限り有効に活用しています。このうち、老朽化している車両から順次計画的に更新整備を行ってまいります。

(4) 被服など一斉に更新する装備品については、団毎で装備品が変わらないように、一斉に支給するような予算措置を行うこと。

<回 答>

(消防局) 消防団活動全体に必要な被服や装備を計画的に整備してまいります。

(5) 国基準の8割程度でしかない消防団員の報酬を引き上げること。

<回 答>

(消防局) 年額報酬の金額設定については、近隣都市を参考として、金額を定めています。最終目標を国の基準及び他の政令市等を参考として、今後も段階的な引上げを検討してまいります。

## 【水道局】

### 1. 水道料金の引き下げ

(1) 宮が瀬ダム建設を含む相模川水系第1期工事で負担している余剰水の負担については、県の広域水道企業団に軽減するよう申し入れ、水道料金を引き下げること。

<回 答>

(水道局) 相模川水系建設事業1期工事については、神奈川県内広域水道企業団及び構成4団体(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市)等の関係者で協議し、実施されたものです。

これにより、貯水量が増加し、渇水が起きにくくなったことや、取水・浄水施設の複数系統化により災害時のバックアップ体制が強化されたことなどにより、お客さまへの安定給水に大きく貢献しています。

これまでも、構成4団体は企業団に対して経営の効率化や受水費負担の軽減について申し入れを行い、23年度に受水料金の値下げを実現しましたが、今後もさらなる経営努力と、受水費の軽減を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

## 【交通局】

### 1. 公営交通企業として

(1) バス停留所の上屋・ベンチの整備は、他の民間バス事業者とも連携し、住民要求に応じて設置を進めること。

<回 答>

(交通局) 上屋設置につきましては、従来から進めている民間企業による広告付き上屋方式を基本としつつ、極めて必要性の高い箇所については、当局による設置も検討してまいります。

ベンチ設置につきましては、平成 24 年度に 21 基設置しており、引き続き平成 25 年度、平成 26 年度ともに年間 20 基程度設置する予定です。

また、路線を共管する他の民間バス事業者にも上屋・ベンチ整備を働きかけてまいります。

(2) 災害や事故発生時の安全性を確保するために、市営地下鉄に車掌の乗務を復活させること。

<回 答>

(交通局) ワンマン運転を実施するにあたっては、必要な安全対策設備を整えるとともに、適切な異常時対応ができるよう職員に対する教育訓練や健康管理を徹底するなど、ハード・ソフトの両面でお客様の安全を十分確保しており、引き続きワンマン運転を行ってまいります。

(3) バス乗務員の賃金を市職員と同じにすること。

<回 答>

(交通局) バス乗務員を含めた交通局採用の職員の給与については、平成 23 年 8 月に中長期的な経営状況の見通しを踏まえた労使協議を行い、現在の給料月額としたものです。

今後の給与体系については、中長期的な収支の見通しを踏まえ検討してまいります。

(4) 浸水被害の可能性が大きい市営地下鉄施設は、避難ルートの整備等、防災について万全の備えを整えること。

<回 答>

(交通局) 平成 25 年度には、津波などで浸水が予想される区域内の沢渡換気所及び花咲換気所に、地上部への避難口を整備し、避難ルートを確保するとともに、昨年 10 月には、沢渡換気所を使って、津波を想定した避難誘導訓練を実施しました。今後も、ハード・ソフト両面から市営地下鉄の安全対策を継続的に行ってまいります。

### 2. 地域生活交通網の整備

(1) 高齢化に伴う「買い物・通院難民」の状況を改善するため、商店街・医療機関・区役所等への移動手段を確保できるように公共交通網の構築を進めること。

<回 答>

(交通局) [政策局、都市整備局、道路局] 市営バス沿線で地域の高齢化が進み、なおかつ、容易にバスをご利用できない地域の状況を踏まえ、地域の方々の通院やお買い物などの手助けを提供する生活支援バスサービス「ふれあいバス」を、運行しております。平成 21 年 12 月から緑区と中・磯子区で運行を開始し、平成 25 年 3 月には、鶴見区と神奈川区を加え、現在 5 路線実施しております。

## 【病院経営局】

### 1. 産科・周産期医療の充実

(1) 市民病院のNICU、GCUの看護師確保にあたっては、みなと赤十字病院にならい、最優先で取り組むこと。

<回答>

(病院経営局) NICUについては、3床から6床に拡大し、必要な看護師を配置済みです。GCUについても、4月から配置する予定です。

### 2. 脳血管医療センター

(1) 脳血管医療センターが、整備目的や設立理念に添った運営を行うには、独立採算性には無理があるため、一般会計繰入金をこれ以上減らさないこと。

<回答>

(病院経営局) 脳血管医療センターについては、医療機能を拡大し、経営改善に努めているところです。

病院事業における一般会計繰入金については、第2次横浜市立病院中期経営プラン策定の際、積算方法の見直しを行い、基本的に地方交付税の算定基準等により積算するとともに、総務省繰出基準外の繰入金は、平成24年度から原則廃止しており、平成26年度も同様の考え方に基づいて繰入金の積算を行っております。

今後も、政策的医療の提供も含め効率的な運営に努める一方で、公立病院としての役割を十分に果たしていくために必要なものは、基準を明確にした上で、法に基づいた繰り入れを行っていきたいと考えております。

## 【教育委員会】

### 1. 教職員の配置

●(1) 他都市で実施しているように、小学校3年生以上の35人以下学級を、市独自で教員を配置して実施すること。

<回答>

(教育委員会事務局) 公立義務教育諸学校の学級編制基準については、法律の規定により都道府県教育委員会が定めることとされており、国及び県の動向を踏まえて対応をしております。

(2) 本来配置されるべき正規教員が配置されず、臨任教員ですませている現状を解消するため、正規教員の採用枠を増やすこと。

<回答>

(教育委員会事務局) 神奈川県が決めている定数の枠内で、可能な限り正規職員が配置できるよう、採用試験の合格者数を決定しております。合格者数を決定した後に生じる、定年退職以外の退職や児童生徒数の増減によるクラス数の変動などの不確定な要素がありますが、今後も、正規教員の確保に努めてまいります。

(3) 小中学校への司書配置は、司書資格をもつ専任の正規学校司書とすること。

<回答>

(教育委員会事務局) 司書教諭の学校図書館運営を補佐し、専ら学校図書館に関する業務を担当する「学校司書」を28年度までに、全ての小・中・特別支援学校に配置します。25年度は125

校に配置しました。

(4) スクールソーシャルワーカーを引き続き増員し、学校、区役所、児童相談所が連携して、学齢期の子どもへの支援を強化すること。

<回 答>

(教育委員会事務局)平成 25 年度に 4 名増員した効果を検証し、今後の体制を検討していきます。

### 3. 学校施設整備

(1) 学校ごとの施設保全計画を、それに見合う予算額を確保し、実施すること。また、市内事業者の仕事確保にもつながる学校特別営繕費を増額すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 保全計画では保全周期ごとに修繕工事を行いますが、現状では、限られた予算の中で、学校施設の状況を見ながら必要性の高い修繕工事を実施しています。

厳しい財政状況ですが、学校施設の営繕に必要な経費の確保に努めてまいります。

(2) 中学校プールは拠点校方式を基本とするのではなく、従来通り全校で整備すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 中学校プールについては、新築や建替えの際に、近隣の 2 校から 3 校のうち 1 校に屋内型のプールを整備し、複数校で共同利用する拠点校方式を基本とし、現在モデル事業で検証しているところです。

(3) 格技場のない学校への格技場設置を急ぐこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 本市では中学校 147 校のうち、116 校に武道場(格技場)を整備しており、31 校が未整備となっています。武道場等の整備については、方法や手順を検討し、学校とも調整しながら、数校の設計に取り組んでまいります。

(4) 学校統廃合の基準となっている「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」を教育の視点で見直し、先進国で常識となっている小規模校を尊重すること。

<回 答>

(教育委員会事務局)「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」では、小規模校には子ども同士よく知り合うことができ、人間関係が密になるといったメリットがある一方、切磋琢磨する機会が少なくなり、人間関係を修復する力や社会性が育ちにくいといった課題があるとしています。今後も引き続き、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、学校規模の適正化に努めてまいります。

(5) 2015 年度までに終了予定の学校施設耐震補強工事は、渡り廊下も含めて、年次計画を前倒しして進めること。また、天井や照明器具などの非構造部の安全対策を重要視し、予定を 1 年早めて 2014 年度までに終了すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校施設耐震補強工事については、横浜市耐震改修促進計画に基づき、平成 27 年度までに学校施設の耐震化を完了します。

屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 27 年度までに対策を完了します。



#### 4. 学校給食

●(1) 中学校においては、学校給食法にのっとった給食を早期に実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 中学校昼食については、家庭からの弁当を基本にしつつ、家庭弁当を持参できない生徒に対し、25年度末までに、全ての市立中学校で弁当等の購入ができるようになります。

引き続き家庭からの弁当を基本にしつつ、希望する生徒に対し、栄養バランスの取れた温もりのあるランチ提供に向けて、26年度においては、配膳スペースの把握や敷地内導線など学校施設の現況調査などを行ってまいります。

(2) 小学校給食調理業務の民間委託は、調理員の入れ替わりが激しいため、子どもたちとの交流が深まらず、食育の観点からもふさわしくないため、やめること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校給食について、効果的・効率的な業務運営を一層推進するとともに、民間のノウハウや専門性、柔軟性を取り入れて給食業務をさらに充実していく観点から、民間委託化を進めています。

学校給食調理業務の民間委託につきましては、安全確実な履行や、給食運搬による安全と食事時間のゆとりなどの効果が確認されております。

(3) 県からの配当定数の対象とならない学校にはアルバイトの栄養士が配置されているが、全小学校に正規の学校栄養職員を市費で配置し、アレルギー対策を強化するとともに、食材の地産地消をさらに進めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校栄養職員の定数は、法律の規定により県教育委員会が定めることとされており、県からの配当定数によります。

アレルギー対応については、「アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル」(平成23年6月発行)をもとに、各学校で対応しており、保護者と学校教職員の両方で連携を取りながら実施しています。

地産地消については、安定的な食材の調達を優先したうえで、引き続き市内産野菜優先納入等を実施していきます。

(4) 給食食材の放射線測定は、小学校での校数を1日1校から増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 給食食材の放射性物質については、引き続き、必要な検査を行ってまいります。

#### 5. 障害児教育

(1) 市立高校において、発達障害など「特別な支援」を要する生徒にも適切な支援ができるように、教職員配置、施設・設備面等の条件整備を行うこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 教職員の配置については、標準法を基準とし、各学校の指導内容等の実態を吟味しながら市立高校全体の枠の中でバランスの取れた教員配置を行ってまいります。

施設・設備面等については、今後個々の事例ごとに検討してまいります。

(2) 個別支援学級等の合同合宿学習に使用するバス代は、保護者負担とされているが、全額公費負担に戻すとともに、宿泊料も全額公費負担とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 厳しい財政状況のため、全額公費負担とすることは困難ですが、バス代の一部を公費負担するなど、特別支援教育施策の充実に努めております。

## 6. 教育条件の整備

(1) 義務教育は無償の原則にたち、保護者負担をゼロにしている自治体もあることから、保護者負担をなくすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 義務教育は無償の原則にたち、本市としても対応しており、保護者負担については、必要最小限の範囲にとどめるよう、学校長あて通知しております。

(2) 就学援助は所得基準額を生活保護の1.3倍に引き上げ、申請の窓口を学校ではなく教育委員会とし、郵送を主とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 就学援助の認定にあたっては、所得金額から家庭状況を考慮した一定額を控除した上で、生活保護基準に当てはめており、他都市と比較しても適正な水準であると考えております。

申請窓口につきましては、学校において家庭環境の把握や書類不備の確認等を行いながら、学校長が就学援助が必要な児童生徒として教育委員会へ申請書類を提出しております。郵送でのお申込みについては、各学校へお尋ねください。

(3) 夜間学級(夜間中学)は統廃合せず、専任教諭を配置し、5校のまま存続すること。また、東京都のように、当初の設置目的と合わせ、日本語指導の必要な外国籍の生徒、不登校経験のある生徒などにも応える内容に抜本的に改善すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 5校を1校に統合することで一定数以上の生徒数を確保し、人員体制の充実を図ります。また、現在の夜間学級の実態に即して、日本語教室の講師等を有効活用する方向で調整を行い、外国籍の生徒等の学習言語の理解を深め、よりきめ細かな学習支援が可能となるような体制を構築していきたいと考えています。

(4) 私費負担となっている不登校児童・生徒の健康診断費用は、市費負担とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 健康診断については、原則、全員市費負担で行っております。

ただし、どうしても学校の実施日に受けられない場合は、不登校児童・生徒に限らず自費になりますが、都合の良い日にかかりつけ医等で受診するようお願いしています。

(5) 2007年12月25日付け「通知」に基づく「日の丸」「君が代」の学校行事への強制をやめること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校教育においては、国旗・国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度を育てることはきわめて重要であることから、国旗及び国歌については、学習指導要領に則って指導してまいります。

**(6) 高等学校の授業料無償化を継続するよう国に求めること。**

<回 答>

(教育委員会事務局) 高等学校授業料無償化の見直しについては、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を適正に行う為、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設け、低所得世帯の支援の拡充に充てるものです。本市としては、国の方針に則り、適切に対応していきたいと考えております。

**(7) 朝鮮学校への補助金交付は、凍結ではなく継続して実施すること。**

<回 答>

(教育委員会事務局) 国際情勢を鑑み、国際港都横浜における国際交流の増進及び私学教育の振興を図る趣旨に反する時は、補助の対象としないとしており、慎重に判断してまいります。

## 7. 教科書・副読本等

**(1) 教育委員会が所管する教科書採択は、現行の全市採択地区から各区採択地区に戻すこと。**

<回 答>

(教育委員会事務局) 採択地区の変更については、平成 21 年 6 月 23 日開催の横浜市教育委員会臨時会で審議し、承認され、神奈川県教育委員会に要望を提出し、平成 21 年 10 月 15 日開催の神奈川県教育委員会定例会にて、平成 22 年度から、横浜市教科書採択地区が 1 地区となることが決定されました。

● **(2) 自由社版中学歴史教科書の誤りを是正する処置を、3 年生が卒業するまでに直ちにとること。**

<回 答>

(教育委員会事務局) 教科書の記述については、文部科学省教科書調査官による調査、教科用図書検定調査審議会における専門的・学術的な審議・答申に基づき、文部科学大臣により検定が行われ、合格しているものです。

国の教科用図書検定規則では、検定を経た図書について、誤記等があることを発見したときは、発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならないとされております。

また、既に供給が完了している図書に関する訂正内容の通知については、同規則実施細則の規定により、発行者が行い、周知に努めなければならないとされております。

**(3) 横浜市作成副読本「わかるヨコハマ」の関東大震災の記述は、歴史研究の到達点に沿った記述とすること。**

<回 答>

(教育委員会事務局) 「わかるヨコハマ」の 24 年度版は、関東大震災の記述について、近隣である東京の状況を記述し、横浜との違いを明確にしようとしたのですが、結果として、表現や文脈、構成に誤解を招くような内容となっておりましたので、25 年度、内容を精査いたしました。

**(4) 文科省作成「放射線副読本」の使用はやめること。**

<回 答>

(教育委員会事務局) 放射線に関する教育は重要な問題ですから、継続的に放射線に関する基礎的な教育をする必要があります。文部科学省の作成した「放射線副読本」は、科学的知見を有されている専門家、あるいは経験を有されている専門家等が編集をされ、それについて専門の学会等が監修し発行したものですので、使用していきたいと考えています。

## 8. 図書館の充実

(1) 山内図書館の指定管理者制度は、中止すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 指定管理者制度については、現行の図書館サービス水準の維持・向上を目指す効率的な管理運営手法として導入しています。運営評価については、年度ごとに指定管理者選定評価委員会による第三者評価を行っており、おおむね目標とした、または期待した水準レベルの達成状況であるとの評価を得ています。これらを踏まえ、総合的に検討していきます。

(2) 市民一人当たりの図書費・蔵書冊数・貸し出し冊数が政令都市で最下位となっている。図書館法に基づく図書館が各区1館であることから、増設計画を策定するとともに、図書費を大幅に増額し、利用者の蔵書要望に応えること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 図書館の新設・増設について現在計画はありません。平成26年度の図書費については、厳しい財政状況の中ではありますが、一部増額を予定しています。少ない財源でより多くの蔵書を揃える工夫については、引き続き努力を続けてまいります。